

令和2年第4回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	令和2年12月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年12月4日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和2年12月4日	14時08分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員	4番	大久保 由美子		5番	末次 明	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	産業振興課参事	山本 賢子		
	財政課長	平野 裕志				
	住民課長	毛利 博司				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

### 日程第1

### 一般質問

1. 松石健児

- (1) 地域おこし協力隊・集落支援員の活動について
- (2) 防犯灯設置について

2. 天本勉

- (1) 地区計画による住宅開発（白坂地区）について
- (2) 人・農地プランの実質化について

3. 中村絵理

- (1) 基山町における公共交通の今後について

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、松石健児議員の一般質問を行います。松石健児議員。

○3番（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。3番議員の松石健児です。傍聴の皆様におかれましては、週末の朝から大変お忙しいところ傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。マスクはしておりますけれども、笑顔でお迎えしておりますので、最後までどうぞよろしく願いたいします。また、新型コロナウイルスが再び拡大してきていますが、感染予防対策を十分に取り、この災いを乗り切ってまいりましょう。

さて、先般提出させていただきました通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、地域おこし協力隊と集落支援員の活動についてです。

国の地域力創造プランの柱として制度化された地域おこし協力隊と集落支援員を基山町では平成27年度から起用し、地域の魅力向上施策の推進や地域力活性化対策を支援してきています。活動内容はそれぞれ多岐にわたりますが、この5年間における成果や課題について伺います。

具体的な質問、(1)地域おこし協力隊について。

ア、現在の委嘱人数と主な活動内容をお示してください。

イ、隊員がこれまでに企画・提案し、町が採用した事例はありますか。

ウ、会計年度任用職員と同様の業務を依頼していないでしょうか。

エ、委嘱期間が完了した隊員の基山町への定住の成果はどうなっていますでしょうか。

(2)集落支援員について。

ア、現在の委嘱人数と主な活動内容をお示してください。

イ、支援員がこれまでに企画・提案し、町が採用した事例はありますか。

ウ、活動の一つとして自治会活動支援があります。自治会における人材育成と公民館での地域活動のマネジメント業務とは具体的にお示してください。

(3)それぞれの活動が町民へ十分浸透していない面もあると思います。町民に向けた活動報告会や活動状況など、もっと広報すべきではないでしょうか。

(4)その他、それぞれにおいて特筆すべき課題や成果があればお示してください。

続きまして、質問事項2、防犯灯設置についてです。

町では犯罪等の防止と町民が安心して暮らせるまちづくりを目的とし、防犯灯の設置を行っています。設置に際しては「基山町防犯街灯設置基準等に関する要綱」を用い、各行政区長や安全な町づくり推進協議会等と協議し、設置されていますが、具体的な設置に関しては曖昧な点が散見しております。改めて設置方法等について言及させていただきます。

具体的な質問、(1)町内の防犯灯の設置数、場所は把握していますでしょうか。また、年間の設置計画等は策定していますでしょうか。

(2)防犯灯の維持管理負担額はどのように分配されていますでしょうか。

(3)宅地開発等行われた場所の防犯灯の設置に基準はありますか。

(4)基山町まちづくり基本条例に基づく町民提案により設置の要望があった場合、設置判断は誰が最終的に決定するのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

まずは皆さんおはようございます。それでは、松石健児議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、1で地域おこし協力隊、集落支援員の活動について。

(1)地域おこし協力隊について。

ア、現在の委嘱人数と主な活動内容を示せということでございますが、基山町では現在3名の地域おこし協力隊員の方を委嘱しているところでございます。

まずは産業振興課において、1名は今年1月から六次化、商工振興を主な任務として活動を始め、現在は六次化の推進として、とりわけジビエ、イノシシ関係の捕獲から処理加工、そして製品開発、販路開拓等の支援を行っているところでございます。ほかにも高速道路基

山パーキングエリアに常設している基山ふるさと名物市場の運営支援や農作物生産者の支援、また11月からは毎週金曜日にまちなか公民館でまちなかサロン等も始めていただいているところでございます。

また、もう一人の方は今年9月に着任し、地域資源を活用したおもてなしと観光振興を主な任務とし、地域の職人や事業者、寺社等との関係を築いていただいている最中です。現在は主に観光情報サイトでの情報の発信等を行っていますが、今後は基山町のおもてなしと観光の取組の一翼を担ってほしいと期待しているところでございます。

もう一人、3人目はまちづくり課の1名で、平成30年4月からスポーツにおける地域おこしとして、総合型地域スポーツクラブ「きのくに」の運営やスロージョギングの普及のほか、平成30年度に基山町体育協会に加盟した女子バスケットボール協会を立ち上げるなど、多くのスポーツ振興に取り組んでおるところでございます。

イ、隊員がこれまでに企画・提案し、町が採用した事例があるかということでございますが、地域おこし協力隊は日々多くの提案をし、実現できるものは実践しています。事例としましては、観光サイトの情報発信では内容や取材を任せておりますし、高速道路の基山パーキングエリアの基山ふるさと名物市場では商品展示のアイデア等を取り入れているところでございます。また、スポーツにおいては、町内の中高での女子バスケットボールの指導をはじめ、これまで基山町にはなかった女子バスケットボール協会をつくり、県民スポーツ大会に出場する企画を実践しているところでございます。さらに、過去の事例では、基山モール商店街活性化事業としてシャッターペイントプロジェクト「モールでアート」を企画、開催したことや、ローカルシェアリングセンターを拠点にシェアリングエコノミーセミナーを主催したことがあります。

ウ、会計年度任用職員と同様の業務を依頼していないかということでございますが、令和2年度から採用の形態としては地域おこし協力隊も会計年度任用職員という形態で採用しているところでございます。しかし、いわゆる会計年度任用職員でいうところの一般事務の職務とは違い、隊員が主体的に地域おこしの方法や内容を考案し、将来の定住、定着を見据えた地域協力活動に取り組んでいるというふうに認識しております。

エ、委嘱期間が完了した隊員の定住の成果はということでございますが、平成27年度からこれまでに地域おこし協力隊の任期を終えた方というのが3人おられますが、2名の方は現在も町内に居住されておりますし、さらに家族もつくられているということでございます。

もう一人の方も町内には居住されていませんが、町内の事業所で就労されているということで、基山町への定着率は非常に高いというふうに考えております。

(2) 集落支援員について。

ア、現在の委嘱人数と主な活動内容を示せということでございますが、基山町では現在3名に集落支援員を委嘱しているところでございます。

まずは産業振興課において、1名は雇用就労支援を主な任務とし、地域の求職者、事業者、無料職業紹介所と連携して地域の雇用就労支援活動に取り組んでいるところでございます。

また、もう一人の産業振興課の人は特産品開発、農産物加工支援などを任務とし、地域の事業者、農業者、加工者と連携して地域の特産品開発や農産物加工支援活動に取り組んでいただいているところでございます。

まちづくり課の1名は自治会活動支援を主な業務の内容としておりまして、社会福祉協議会や地域住民等と連携して各区公民館を中心とした地域力の維持及び活性化につながる地域支援に取り組んでいただいております。

イ、支援員がこれまでに企画・提案し、町が採用した事例はあるかということでございますが、集落支援員は活動地域等を巡回、点検及び課題整理しながら活動地域等と関係機関の連絡調整を行うことが業務ですので、企画・提案とは少し違いますが、常に地域と行政をつなぐ役割を担っています。現在は無料職業紹介所を拠点に雇用マッチングの増進を図ったり、特産品の掘り起こしや農産物加工支援を通して基山ふるさと名物市場の活性化に貢献しています。また、過去に集落支援員が支援していたSGKプロジェクトは、SGK交流プラザを拠点に、今ではけやき台地区を越えた地域の方々の楽しみの場として進化していると考えております。

ウ、活動の一つとして自治会活動支援がある。自治会における人材育成と公民館活動での地域活動のマネジメント業務とは何か、具体的に示せということでございますが、社会福祉協議会が雇用する生活支援コーディネーターと連携・協力しながら、各区で実施する多世代交流サロンや通いの場、地域イベントなどを開催し、積極的に参加される人材育成を図り、様々な地域の問題や課題を解決するための企画を支援するなどのマネジメントを行っております。具体的には地区の公民館を地域交流の場にするため、本棚を作り、地域の方々が本を持ち寄って交流が活性化することを目指した地域の企画をマネジメントし、実施しました。

(3) それぞれの活動が町民へ十分に浸透していない面もある。町民に向けた活動報告会や

活動状況などをもっと広報すべきではということですが、地域おこし協力隊と集落支援員の活動報告と取組内容の周知のために、毎年、年度末に活動報告会を開催しております。昨年度は残念ながら新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していた3月の活動報告会を中止しましたが、今年度末の3月は状況を見ながら感染防止対策を取って計画したいと考えております。また、今後はそういった発表会だけではなく、「広報きやま」やホームページ等の中でも地域おこし協力隊や集落支援員の方々の活動を紹介していくことにしております。

(4)その他、それぞれにおいて特筆すべき課題や成果があれば示せということですが、地域おこし協力隊の成果は、退任後に町内で起業が実現した例があります。また、他の隊員も任期中に保育士資格や猟銃免許などを取得して、それぞれの活動の幅を広げ、定住、定着に向けて活動されているところであります。課題としては、町が期待する地域活性化内容と意欲ある隊員とのマッチングで募集時から具体的な活動例を示し、適切な人材を採用したいというふうに考えているところでございます。

集落支援員の成果は、S G Kプロジェクトの活性化や無料職業紹介所を通じた雇用創出の支援、また農産物商品化支援による生産者の所得向上など、多くの支援活動が具現化しているところでございます。

地域おこし協力隊及び集落支援員の方々の活動については、非常に感謝して、これからさらに頑張ってくださいと思っているところでございます。

## 2、防犯灯設置について。

(1)町内の防犯灯の設置数、場所を把握しているか。また、年間の設置計画等を策定しているかということですが、町内の防犯灯の設置数につきましては、町が管理している防犯灯が1,128基、設置場所も把握しておりますが、それ以外に区が管理している防犯灯の数は現在確認している状況でございます。年間の設置計画につきましては、各区からの設置要望を取りまとめて策定しているところでございます。

(2)防犯灯の設置及び維持管理費はどうなっているのかということですが、平成29年度に区長と協議し、基山町防犯街灯設置基準等に関する要綱を定めております。その中で、防犯灯の新規設置については町が行い、防犯灯に係る電気料は要望した区、または地区が負担するようになっております。区、または地区が管理している防犯灯の電球や蛍光灯が切れた場合は区、または地区が行うようになっておりますが、器具の修繕が必要な場合は町が行

うようになっているところでございます。

(3) 宅地開発等が行われた場所の防犯灯の設置に基準はあるかということでございますが、宅地開発等に伴う防犯灯の設置義務等の基準はありませんが、宅地開発が行われる場合は地元区長と協議し、必要な箇所に設置してもらうよう開発業者と協議はしているところでございます。

(4) 基山町まちづくり基本条例に基づく町民提案により設置の要望があった場合、設置判断は誰が最終的に決定するのかということでございますが、防犯灯の設置要望につきましては、先ほど申しました平成29年にできた基山町防犯街灯設置基準等に関する要綱に基づき申請をいただいております。要綱の制定後は基山町まちづくり基本条例に基づく防犯灯の設置要望はありません。ただ、もし仮にあった場合は担当課で現地調査を行い、最終的に町が設置の判断をするということになります。具体的には決裁をして、私の町長決裁まで回してするという形になると考えられます。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

#### ○議長（品川義則君）

松石健児議員。

#### ○3番（松石健児君）

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。これより一問一答でよろしくお願いたします。

まず、1、地域おこし協力隊、集落支援員の活動についてということですが、回答ありましたが、地域おこし協力隊3名と集落支援員3名で、合計6名の方に現在委嘱されているということで、私も各協力隊と支援員の方々、非常にふだんから精力的に頑張られていると思っていますし、基山町のために活躍されているというふうに思っております。

ちょっと余談ですが、熊本総務企画課長、地域おこし協力隊や集落支援員のほかに、例えば、基山町では子育て支援ネットワークコーディネーターや社協の生活支援コーディネーター、生活支援サポーター、介護予防サポーター、認知症サポーターのほかに、ボランティア団体で基肆かたろう会とか、地域担当職員とか、委嘱されている場合もありますけれども、ボランティア団体等々、基山町のために支援されているいろんな団体等があります。非常に多くて、どういう方がどういう支援をしているかというのがちょっと分かりづらいようなところもありまして、一昨日、河野議員の環境基本計画の質問に際しては川の生き



物調査隊みたいな話もちづくり課のほうから出ていて、実際そういう団体がどんどん今増えていっている状況にあると思いますけど、こういうものをまとめて紹介するようなものをつくったりすることはできないんですかね。

**○議長（品川義則君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

それぞれ必要な事業で、いろいろな役員であったり、こういった国の制度を使ったりということになりますので、やはり最終的なそういった目的であったりする部分での広報活動の中でそういった周知を行っていくというのは必要なことだと思いますので、そういった方々がやっぱり見えていないということであれば、その実施をしている事業も含めて広報等、それからホームページ等でお知らせすることは必要なことではないかと考えます。

**○議長（品川義則君）**

松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

実際、私、集落支援員ですと言ってきて来る場合とか、生活支援コーディネーターですと来て、じゃ、どういう仕事が、区分があるのかと。実際来られた場合に我々としては分からないんですよね。その場で説明するんじゃなくて、そういったホームページとか広報等でもう少し分かりやすく知らせていただければと思います。

それと、前置きですけれども、皆さん御存じだとは思いますが、改めて地域おこし協力隊とはどういう制度かといいますと、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材、特に3大都市、首都圏、中京圏、近畿圏をはじめとする都市地域等の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住、定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲ある都市住民のニーズに応えながら地域力の維持強化を図っていくことを目的とした制度であるというふうになっております。

これまでに3名の方を起用されて、あと現役のまちづくり課の担当の女性は今年で3年目ということで、ある程度経験された方が退任された方も含めて4名いらっしゃるということですね。この担当課として、それぞれ伺いますけれども、ああ、こういう方が来てよかったな、私たちの知らない基山町の魅力がこんなところにあったのか、都会の人たちは基山町のこういうところに目を向けているのかというような思ったことがありましたら御回答お願い

します。

**○議長（品川義則君）**

井上まちづくり課長。

**○まちづくり課長（井上信治君）**

まちづくり課のほうではスポーツを軸足に、それぞれ経験されたことを実践、いろいろとさせていただいております。特に町長の御答弁にもありましたが、バスケットボールを軸に、中学校、それから地元の高校のほうに部活の指導に行きながら、そういうバスケットニーズを捉え、基山町に女子バスケットボールの団体をつくり、県大会に出場し、体育協会に加盟するというような活動。それから、文化の面ではミュージカルのそういう経験があるということで、地元の子どもたちを集め、文化協会の団体として設立して文化協会のほうの人材をつくると。それから、成人式の実行委員会を経験された方でしたので、基山町の成人式実行委員の指導というか、アドバイスをされまして、基山町の障がい施設のPICFAとコラボした記念品を作ってみたり、基山町の革製品を作られている方とコラボして名刺入れを作ってみたり、そしてそこで集まった成人者を集め、基山町の子どもクラブの活動にその団体として参加するというような形で、いろんな人を残していくというか、若い世代と自分たちと地域おこし協力隊の方と年齢が近いというのもございますけれども、そういう気持ちを共有して基山町のたくさんの子どもたちにそういう機会を与えてくれたということは大変ありがたかったと思っております。

**○議長（品川義則君）**

山本産業振興課参事。

**○産業振興課参事（山本賢子君）**

産業振興課のほうの担当からでございますけれども、産業振興課では地域おこし協力隊の主な任務といたしましては、商工の活性化ですとか観光の取組をということで委嘱をさせていただいているところでございます。それぞれ都会の人ならではだなというふうに思ったところをということですので、商工振興の面では、私が感じたところということになりますけれども、商店街の活性化をというふうに望んでおりましたけれども、まず都会から来ていただきまして、朝の商店街の姿、それから昼間の商店街の姿、そして夜の商店街の姿と、それぞれに本人が体験をしてくださいまして、それぞれの役割が果たされているというふうに私に話をしてくれましたので、そういうふうな感じ方といたしますか、商店街の活性化と一言で

言うのではなくて、それぞれの時間帯に応じたそれぞれの役割というところを見て活性化をしようとしてくれているんだなというふうに感じております。

また、観光の面では、私たちが気づかなかった情報発信の仕方ですとか、ターゲットの絞り方とか、そういうところを積極的に発信してくれていると思っておりますので、大変感謝をしているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

ちょっと先にまちづくり課から伺いますけれども、この女性の方、バスケットボール協会の設立とか、非常に御尽力されていると思いますけれども、ほかに貯筋運動とか、気功教室とか、そういう活動もされています。この頭に「スポーツ大国きのくに」というタイトルがよく用いられて、こういう活動をするときに同じ名称が使われている。これは私、あまり今まで聞かなかった言葉なんですけど、どういう目的、あるいはどういう活動に対してこのネーミングが付されるのでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

井上まちづくり課長。

**○まちづくり課長（井上信治君）**

総合型地域スポーツクラブ「きのくに」という少し長いお名前になっておりますが、こちらはこれまでスポーツといいますのは競技スポーツに限られておったと思います。その中で、スポーツが苦手な人、それから年齢に応じてそういう競技スポーツができなくなった方、そういうものを含めて、広い範囲でのスポーツを総合型地域スポーツクラブということで各自治体が設けているものでございます。完全に自主運営で活動されております。基山町におきましても、総合型地域スポーツクラブとしまして「スポーツ大国きのくに」というものが設立されております。

今回、スポーツの地域おこし協力隊におきましても、こちらの支援というものをメニューの中に入れておきまして、その中でいろんなマネジメントをしていただいております。これまで小学生のジュニア教室というものを夏と冬と行っております。これにつきましては継続して地域おこし協力隊が来る前から試験的に取り組んでいたものですが、地域おこし協力隊の方がその後、ゴールデンエージに向けた取組ということで、ボールを使った教室をやった

ほうが効果的だということで研修に行かれ、資格を取られ、それを実践していただいております。また、今年度は夏は新型コロナの関係でできなかったんですけども、現在は大人の方を対象にしました貯筋運動や気功ということで幅を広げて、競技スポーツではない、そういう総合型のスポーツの普及ということで町民の皆さんに関わっていただき、健康の増進を図っていくということで活動している団体の名前でございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

任意でやられているものはあるんでしょうけど、主催は基山町ですよ。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

はい。事務局は基山町のまちづくり課に置いております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

産業振興課参事に伺います。

地域おこし協力隊による観光振興に関してですけれども、以前、シャッターペイントプロジェクト等もやられました。これを実際、商店街の活性化につなげていくのは当然産業振興課の仕事の一つだと思います。それに対して成果はどういう部分が上がったのかということと、多分シャッターペイントということであると、モール商店街等の組合との連携になってくるかと思えますけれども、そういったところが自主的にプロジェクト等を開催した後、産業振興課のアシストの下、商店街等が自主的に活性化してきたというようなことはあったのでしょうか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

シャッターペイントプロジェクトですけれども、これは基山モール商店街活性化事業として地域おこし協力隊が企画・提案をしてくださいます、「モールでアート」というような

形でイベントを開催いたしました。当時は高校生ですとか幾つかの高校の方々が、それぞれ空き店舗となっていました店舗のシャッターに絵を描いていただいたというふうに記憶をしているところでございます。

まず、空き店舗となっていましたシャッターがそのような絵でにぎやかになったというところで、まずは1つは成果としては大きな成果ではないかと。明るい商店街になったということで考えておりますし、またモール商店街がその後自主的にといいますか、積極的に店舗の誘致を図られまして、シャッターペイントの前ですけれども、保育園を誘致されまじたりとか、空き店舗も少なくなってきた状況でございますので、モール商店街としては年々活性化を、また復活をしてきているというふうに考えているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

あんまり細かいところを追及してもしょうがないんですけども、地域おこし協力隊の活動が一つのきっかけになって、その後、まちづくり課ないし産業振興課等がフォローして地域の活性化に努めていくというところが一番大切なところじゃないかなと思っておりますけれども、質問のイ、ウ、エですね。この辺、ちょっと併せて伺いたいんですけど、先ほど申し上げたように女子バスケットボールの設立等は非常に素晴らしいことだと思います。ただ、過去の事例をちょっと拝見すると、せっかくならもう少し協力隊ならではの、シャッターペイントとかというのは別に地域の商店街が明るくするためにペイントするというだけでもできなくはないような事業じゃないですか。違うところから、都会から来て、こういうセンスで地域の活性化をするというところで、ローカルシェアリングセンターでのシェアリングエコノミーセミナーというのも開催はされていますけれども、どうもちょっとそういうものを十分に生かして活性化につなげたような感じが少し、すみません、まちづくり課じゃなくて産業振興課のほうにですけれども、見受けられるところがあるんですが、その辺は反省点として何か対策を打つべきではないかというふうに思われませんか。

**○議長（品川義則君）**

山本産業振興課参事。

**○産業振興課参事（山本賢子君）**

地域おこし協力隊だけが商店街の活性化を担っているということでは思っておりませんで、

議員おっしゃいますように、産業振興課のほうもバックアップを十分にしないといけないと考えておりますが、まずシャッターペイントプロジェクトにつきましては、協力隊のそういう企画で実現したイベントだということで、まずここで成果として事例に挙げさせていただきました。また、シェアリングエコノミーセミナーということで、これはローカルシェアリングセンターを町のほうがまちなか公民館の裏手のところにぼたんやというような名前で現在も運営をしておるところでございますが、そこでセミナーを地域おこし協力隊が主催者となって開催してくれた事例がございます。そのセミナーから独立した事業者といたしますか、現在活躍いただいています大字基山もこのセミナーの最初の受講者であったというふうに聞いておりますし、成果としては上々なのではないかとというふうに産業振興課としては思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

現在、ローカルシェアリングセンターの稼働状況はどうですか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

会員制の有料の施設ということで運営をしております。現在、新型コロナの状況で、皆さん職場に通勤をされることがちょっと自粛をされた期間には今までよりも多い御利用がございました。現在、また少し地域経済は元に戻りつつありましたので、現在はまた元の状況に戻っておりまして、月額の利用者というのは今いらっしゃらないところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

これは月5,000円の会費を払えば、誰でもそのスペースを使って、例えば、パソコンで仕事をしたりという、家じゃなくて、違うところで仕事できるような環境ができているんですよ。もうちょっと町民の方にも知ってもらってもいいのかなと思いますけれども、最近、ちょっと新型コロナの影響もあってということもあるのかもしれませんが、もう少し広報していただければなと思っております。要望として申し上げておきます。

それと、質問のウとエの辺りですね。会計年度任用職員というのは私も承知しております。質問の仕方がちょっと悪かったですけれども、いわゆる一般事務の職と違う隊員独自の仕事をきちんとやっているかどうかということで伺いました。

今回、全ての方ではないんですけれども、協力隊の方等にも伺いました。1日の業務等々を伺うと、ある程度、動きに関しては主体性を持って動かれていると思いますけれども、部分的に、ある程度活動するためには町の業務もやりつつ活動していかなくちゃいけないというところもありますから、町の業務を全くやらずにというのはそれは無理だと思いますが、結構、町の業務を協力隊のほうにお願いしている面があるんじゃないかと思いますけれども、各担当課の課長の御意見を伺います。

**○議長（品川義則君）**

井上まちづくり課長。

**○まちづくり課長（井上信治君）**

まちづくり課におきましては、活動拠点はまちづくり課のほうに籍を持ちまして、それからまちなか公民館での活動ということでなっております。地域おこし協力隊の活動がスポーツを軸足に、あとは主体的にやっていただくということを考えておりますので、まずは地域おこし協力隊の活動をするためには地域の皆さんを知っていくということが一番初めの大事な仕事になってまいります。まちづくり課の中に置くことで多くの文化・スポーツ、そういう関連の団体の皆さんと一気に知り合いになり、活動がスタートするという面では、非常に今のまちづくり課に籍があるというのは活動しやすかったのではないかなと思っております。

また、募集の中で、基山町にあるそういうスポーツ資源というか、基山町の資源を活用したスポーツ振興ということであっておりますので、基山町の中で先ほどのバスケットボールだったり、そういうミュージカルの活動もされておりますし、総合型地域スポーツクラブの事務局としても基山町役場のまちづくり課にございますので、一担当として丸々事務をさせるということはずございませぬ。関連する事業の中で一緒に企画をし、取り組むということはございます。これについてはあくまで主体的にやっていただいているというふうを考えております。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

課長という御指名ですので、私のほうから答えさせてもらいます。

当課におきましては2人の協力隊がおります。1人がジビエ関係を含めた六次化、商工の担当ということと、もう一人は観光関係でやっていることになります。要は先ほど主体的な業務の関係と町の業務ということのお話でしたけど、基本的に募集段階では町のほうでこの方にはこんなミッションを持ってもらいたいということをお伝えしていて、そのミッションに合った方が一応募集に応募されて、うちのほうで採用されたという状況になっておりますので、まずは町のミッションを踏まえて活動を行ってもらおうと。そういう中で自分が思い描いているようないろんな自主活動とかが見られると思いますので、それを徐々に3年かけて定着してもらって、3年後には基山町の中でそれを生かした仕事とか役割を担ってもらえればという思いでございますので、要は町の業務と自主的活動のバランスということではありますが、それは分けたものではなくて、町のミッションに即した形での自主活動という位置づけで業務をお願いしているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

ミッションに合ったというのは当初から説明はされているんでしょうけれども、例えば、9月に入られた方のちょっと活動を伺うと、報道関係に対しての対応もお願いされているということで、私はこういう報道関係とかの活動に対しては、3年ぐらいたてばある程度回答できるのかもしれませんが、そういったものとか、例えば、パーキングエリアのふるさと名物市場ですね。あちらのお金の管理と朝晩の回収、設営等の業務等もやられているというふうに見ましたが、この辺は地域おこし協力隊の仕事なんですか。

**○議長（品川義則君）**

山本産業振興課参事。

**○産業振興課参事（山本賢子君）**

まず、報道関係の仕事はどうかというようなお尋ねですけれども、本当につい昨日、おとといだったと思いますけれども、新聞社のほうから記者が基山町のいろいろな体験をして、それを記事にさせていただいて新聞に載せるというような、そういう御相談がございました。それで、打合せをしていく中で、観光のほうの協力隊が寄り添って基山町のいろいろな体験を案内してくれたと、そういうことでございますので、報道関係の仕事を担当させていると



ということではございません。今回はそのような内容でございましたので、協力をしてくれたというようなことでございます。

それから、基山ふるさと名物市場のお金の管理というのは協力隊はしておりませんで、ここは産業振興協議会のほうが運営をしております、産業振興協議会からきやまファームのほうに運営委託ということで、きやまファームがふるさと名物市場の管理運営をしておりますので、その分の手伝いというような意味で開閉などを手伝う場合もございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

いや、あまり突っ込みたくないんですけども、協力隊の方が委託先にお金を取りに行って持っていつているんじゃないんですか。そういう話を伺いましたけれども。回収のときも同じように。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

基山ふるさと名物市場は年間365日休みなく運営をしております。それで、朝9時に開店いたしまして、5時に閉店をするようになっておりますけれども、その釣銭ですとか、その日の売上げの金額ですとかをきやまファームの金庫まで持っていくという作業を手伝っている場合もございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

きやまファームに委託されているのであれば、そういう業務はきやまファームが責任を持って、そこが一番大事な部分でもありますし、ましてや地域おこし協力隊等が多分2人の方が交互にやられているような業務になっていると思います。そういうことは私はやるべきじゃないと思いますので、ぜひそこは改善していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

現状はきやまファームのほうに産業振興協議会のほうから委託をしているわけなんですけど、なかなか手が回らない関係がある中で協力隊がサポートしている部分がございます。これについては、本来の姿であれば、きやまファームのほうがかっちり管理をしていくべきものと考えていますので、そこは先方のほうと今後も協議、調整していきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

そこはぜひ改善していただきたいと思います。先ほどから申し上げたように、要は手が回らない部分を地域おこし協力隊の方々に投げているんじゃないかというような、これは私、話を聞いたわけじゃない、私の主観として今までの活動を見てちょっと感じたところですので、そういう質問をさせていただきました。

それと、やはり最初に町からの要望に合った方を起用して、それぞれまちづくり課なり産業振興課のほうに振られるんでしょうけれども、こういう方をあらかじめ一番最初に、じゃ、どういう業務をやったらいいいのか、あるいはこういうことは自主的にやってもらってもいいですよというようなレクチャーをするような講習会なりを最初に予定してされているのかどうかということと、やはり活動には活動費というのが必要だと思いますけれども、そういう部分の案分というか、配分はどのようなふうになっているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

地域おこし協力隊として委嘱をさせていただきました隊員には、まず職務に当たられるに当たって、そういうオリエンテーションといいましょうか、身分としては公務員の身分となられるので、最初に業務の説明や、それから費用の使い方ですとか、そういうような細かいことも含めて説明をさせていただく時間をつくらせていただいております。全ての隊員にそのようにオリエンテーションを実施いたしまして、まずは決まり事の説明もさせていただいて、その後は実際に活動に入られてからはそれぞれの困り事には対応しておりますし、日々、連絡や相談を受けながら運用させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

レクチャーに関して1点だけ伺います。

9月に入られた方、産業振興課のほうに配置、配属になっていると思いますけれども、業務として地域資源を活用したおもてなしと観光振興を主な任務としているということですが、課長か参事、この方を観光協会に同行して紹介されたことはありますか。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

観光協会のほうには御紹介させてもらっております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

直接、初めてですよ。この方、川崎市の御出身で、横浜市、北海道と回られて基山町に来られたと思いますけれども、基山町は初めてで、基山町の観光協会、こういう産業振興を担当として任務としてやっていただきたいということで、担当課長、参事じゃなくてもいいです。担当係長でもいいです。どなたか同行して観光協会のほうに御紹介に連れていかれましたでしょうか。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

いいです。要はないんです。本人からも聞きましたので。だから、一番最初のレクチャーをしているというふうにおっしゃっていますけれども、その辺で結構、スタートの段階で御自身がどういうふうにする、もちろん人それぞれですので、最初から自分でこうやりたい、ああやりたいというふうにやられる方もいらっしゃるかもしれませんが、実際にそういう不満をあまり持たずにやられている方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり入って間もないときはそういった不安もいろんな部分があると思いますので、まだ9月ですから3か月程度ですよ。基山町のことに関してそんなに深く知っているというふうには私も思いませんので、チューター制度とまでは言いませんけど、やっぱり2か月、3か月程

度は担当係長なりが詳しく基山町のこと、あるいは職務分掌等について指導していく必要があるかと思えますけれども、その辺は改善する余地はあるんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

先ほどのお話で、御本人と一緒に行ってないという話であればそうだったかも知れません。ただ、私の記憶としましては、来られたすぐぐらいに商工会のほうでの会合等があって、そういう場ではお連れしてからその中で紹介した経緯はございます。

それと、今後については、先ほども議員がおっしゃるように、役場の立ち位置がうまく協力隊の活動を生かせる場合もあると思いますので、必要に応じて役場と同行しながら活動してもらえればと思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（品川義則君）**

松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

そごがあったら申し訳ないですけども、ぜひその辺は十分留意していただいて、地域おこし協力隊がスムーズに活動できる場をつくっていただければと思います。

それとあと、集落支援員の方々については非常に地域でいろんな形で活動されていると思います。ただ、自治会活動支援というのがあるんですけども、自治会長、いわゆる区長さん方がいらっしゃって、そこに入ってマネジメントするというのはどういうことでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

井上まちづくり課長。

**○まちづくり課長（井上信治君）**

中に入ってマネジメントというよりも、通いの場だったり、多世代交流サロン、それから座談会というものも開催しておりますが、そういうようなものを開催したり、中に参加することでいろんな方の御意見を聞きながら、それぞれの小さなコミュニティもたくさんございますので、そういうところでこういうふうになりたいというような御要望等ございましたら、それに対してそれを解決するために一緒にマネジメントしながらやっていくという意味で

ざいます。

**○議長（品川義則君）**

松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

この辺は区長とかには十分情報として発信をされていますか。すみません、区長から直接伺ったわけじゃないんですけれども、例えば、生活支援コーディネーターの方がいらっしゃったり、こういう集落支援員の方がいらっしゃって、アドバイスなり相談窓口としてお話を聞く場合があるかもしれませんけれども、実際にどこまで相談していいのか。区長は結構、何か問題があれば町の担当課のほうに来ていろいろ相談することもあるかと思えますけれども、その辺はどういう活用の仕方を区長あたりに求め、逆ですね、どういうふうに活動の場をつくっていかうとお考えなんですか。

**○議長（品川義則君）**

井上まちづくり課長。

**○まちづくり課長（井上信治君）**

区長のところでいろいろとお話ができるというような形になるには、少し順番を重ねるといふか、その問題が解決に向かっていくといふか、まずはいろんな方の御意見を聞きながら、それを形にしていく過程で区長に御相談しながらやって、例えば、今回の本棚ワークショップなどは12区で実際実施しておりますが、そういう段階になってくると区長も一緒にということになっていきます。通いの場も多世代交流サロンにつきましても毎回入っておりますので、そういう方がいらっしゃるといふことは認識していただいておりますので、その辺は区長のほうにも分かりやすく御説明をして、今後、この活動が広がっていくように、やりやすいように私のほうもちょっと配慮したいと思います。

**○議長（品川義則君）**

松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

ぜひよろしくお願ひします。地域おこし協力隊と集落支援員の皆さんに関しては、冒頭にも申し上げたように、SGKプロジェクトや雇用創出、特産品の掘り起こし、農産物加工支援など、いろんな形で豊富な経験等も生かして活躍されていらっしゃると思ひます。

1つ、集落支援員の方々に関しては、けやき台だけに限らず、中山間地の問題や一人暮らし

しの世帯が増えていくような環境の改善、解決等にも力を入れていってほしいと思いますけれども、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

そこにつきましてもぜひ、町のほうも集落支援員に任せるのではなくて、コミュニケーションを取りながら改善できるものは改善できるように形にしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

来年4月にプラチナ社会政策室を立ち上げる中で、今、社協のほうに委託している生活支援コーディネーター、そして集落支援員のまちづくりの1人、この3人についてはまた業務の見直しを行いつつ、今のところプラチナ社会政策室と一体的に基山町の高齢化対策、コミュニティづくり、そういったものに邁進するためにみんなで頑張っていこうと、今まさに計画を練っているところでございますので、来年4月以降はそういう形になるんじゃないかというふうに思います。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、2、防犯灯設置についてですけれども、前置きとして、私は「防犯灯」と記載しておりますけれども、町の設置基準要綱では「防犯街灯」になっております。ただ、今回の回答でも「防犯灯」というふうに記載していただいておりますので、区分する必要がなければ「防犯灯」で統一して質問させていただきます。

(1)と(2)は併せて伺います。

平成29年12月1日に基山町防犯街灯設置基準等に関する要綱を策定してからは、器具の修繕や交換が必要な場合は、今までは各区が行っていたんですけれども、これが町が行うことになって、逆に区、または地区が要望した防犯灯の設置の場合は、電気代は町が負担するのではなくて区が負担するということになりました。このことに関しては、今年4月に区長

さん方、多くの方が替わられましたけれども、周知はされていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

今、議員おっしゃいました基準につきましては、区長さん方も替わられているんですけれども、安全な町づくり推進員の方々も替わられています。そういったところで、実際、防犯灯の要望があった部分等につきましては各区の区長さん方々に私たちも話をさせていただいています。そういったときにこういった基準の話をさせていただいたり、当然、安全な町づくり推進会議、月1回行っておりますけれども、そういった中でも話はさせていただいております。また、再度この基準について話はさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

それで、本年度の防犯灯の設置件数は何件ありましたでしょうか。これまで町が管理している防犯灯は1,128基ということですが、今年の設置は何基か。また、来年度以降になるかもしれませんけれども、要望が現在上がっている未設置の防犯灯は何基になりますか。今、要望として上がっている件数をお答えください。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

令和2年度、今年度でございます。10基を設置予定にしております。それから、今からの要望をいただいている分でございます。56か所を今要望いただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

56か所は予算次第で取り付ける意向だということでしょうか。それとも精査して、この中から場合によってはつけられないという箇所もあるというふうに考えていいんですか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

56か所につきましては、先ほど申しましたように、各要望いただいております区長さん方々では優先順位のほうを協議させていただきまして、そして設置基準等もございますので、私たち担当課のほうでも現地を確認しながら精査して、これから整備していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

だから、この56か所は設置されない箇所がある場合もあるということですよ。というふうに解釈します。違ったら後で回答ください。

次ですけれども、区で管理している防犯灯の数は現在確認をしている状況というふうにありますけれども、これは修理とかLEDに交換する場合は町のほうが負担するというのですけれども、もう実際にされている箇所もあると思いますが、その辺の数は町としてはまだ管理せずに機種交換等、予算の執行を行っているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

修繕等に関してや蛍光管が切れた場合、修繕が必要な部分、LEDに交換をさせていただいているところでございます。このLEDの交換に関しての執行につきましては、町のほうでも確認をしながらLEDの交換をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

いや、だから、どこにどれだけの設置があるということ把握せずに、各区から故障したので、LEDの機種に変更してくださいと言えば、それを交換しているということで、全体の数等々についてはまだ把握されていないということですよ。各区長さんたちの御協力があつてということでしょうけれども、じゃ、いつぐらいまでにまとめる予定ですか。

○議長（品川義則君）



毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

修繕の交換箇所のことでございます。

設置基準の要綱による申請を出していただく場合に、電柱共架であれば、その電柱の番号であったりとか、設置位置図のほうを詳細を出していただいておりますので、その分で担当課として十分確認ができますので、それで確認をさせていただいているところでございます。

（「町が設置しているのは分かったけん、区で設置しているのは場所がまだ確認できないと答えているので、区で設置しているやつの交換の話を今聞きたい」と呼ぶ者あり）

区の分につきましては、区の設置箇所を区で把握されてある部分、それからない部分ありますけれども、そこで町で設置をしている部分の防犯街灯は確認できております。それ以外について区で設置をされてありますので、そこは安全な町づくり推進員の方々、そして区長のほうで把握をさせていただいておりますので、申請を出していただくときに、先ほど言いました位置図であったり防犯灯の箇所を確認できる部分を頂きますので、それで修繕をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

課長、取りまとめはいつまでにできるのかという質問ですけど。毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

区によっては膨大な防犯灯の数というふうに私たちも把握をさせていただいておりますので、その分については安全な町づくり推進員を通してまた協議をさせていただきたいと。私のほうではいつまでという期限はこの場ではちょっと切れないで申し訳ございません。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

相手あってのことですから、すぐに回答できないのかもしれませんが、やはり防犯等々、これから町として対策を取っていくには、町としてもやはり各地域の防犯灯を管理していく必要があると思いますので、十分に協議をしていただければと思っております。

それと、(3)の宅地開発等が行われた場所に防犯灯の設置基準はあるかということですが、これは実際に事例としてはこういうところに防犯灯を立ててほしいという、新しい

地区開発、宅地開発があった場合に実際についていないケースもあったというふうに伺っております。これは例えば、進入道路がある場合等に町が道路の工事費を一部負担している部分もありますので、必要な箇所には各地域の区長と安全な町づくり推進協議会等の方と協議して、開発業者のほうに設置するような要望というか、義務化することはできないですか。10台も20台もという話じゃないでしょうから、必要なところに必要な数だけというのは。ある程度は業者のほうも考えてやっているんですけど、やはり予算の兼ね合いで少し最小限に抑えて、ちょっと足りない場合とかもあるみたいなんですよね。その辺は今後、義務化なりできないでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

毛利住民課長。

**○住民課長（毛利博司君）**

今、ある程度業者の方にも話をする中で設置のほうはさせていただいておるところでございます。義務化のほうはちょっと難しいというふうに考えておりますけれども、宅地開発をされる場合については地元区長と協議を行うと、お願いしますといったところで進めておりますので、今後もそういった形でできるだけ設置をしていただくような形では話をしていきたいというふうに考えています。

**○議長（品川義則君）**

松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

ぜひ各区長の納得いくような設置を町としても考えていただければと思います。

それと、最後の(4)ですね。まちづくり基本条例に基づく町民提案によりと。これは提案する書類は区長のお名前をつけなくてはならないようになっておりますけれども、書面じゃなくて、ホームページ等で要望を上げることもできますよね。仮に住民から提案があっても、各区長あたりが、いや、電気代もかかるし、ここは必要じゃないと思いますというような判断の場合は、その地域の方が提案しても採用にならない場合があるということですか。

**○議長（品川義則君）**

毛利住民課長。

**○住民課長（毛利博司君）**

今、各区から要望いただいている部分につきましては、防犯街灯設置基準等に関する要綱

に基づき申請をほとんどしていただいているところでございます。そういった中で、区長のほう住民の方の要望ということで電気代等の取りまとめ等もしていただいておりますので、私たちがそういったところで区長さん方とは十分な調整をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

時間が1分しかありませんので、最後に1点だけ、手短かに回答をお願いします。

行政区の境界のところに設置要望があった場合、地域住民でもいいですし、どちらの行政区が電気代を負担するようになるんですか。提案したほうですか。それとも利益を受けるほうでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

そういった場合につきましては、今現在のところ、両方の区長で話をさせていただいております。そういったところで、電気代等の負担等もありますので、その取りまとめをいただいて、町のほうに申請をしていただくというふうなところが現状でございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で松石健児議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時41分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、天本勉議員の一般質問を行います。天本勉議員。

## ○2番（天本 勉君）（登壇）

皆様おはようございます。ただいまから一般質問をいたします2番議員の天本勉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

傍聴席の皆様、本日はお忙しい中に傍聴に来ていただきまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、質問事項1、地区計画による住宅開発（白坂地区）についてお尋ねをいたします。

松田町長2期目のマニフェストにおいて、町の方向性並びに具体的な施策の8項目の一つである各種計画・開発・移住の中に、ミニ地区計画による住宅開発、特に若基小学校区域が掲げられています。

町道城戸1号線、白坂・玉虫線、関屋・上原線、城戸高地線で囲まれた白坂地区の診療所周辺の白坂地区の一団の土地については、現在、地権者と業者による住宅開発に向けた協議が進められております。

この件については今年の3月議会でも質問をいたしましたが、確認を含めてこの白坂地区の住宅開発について町の基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

(1)土地利用規制の状況等について。

(2)開発許可の条件等について。

(3)今後のスケジュールについて、それぞれどうなのか、お示しをお願いいたします。

次に質問事項2、人・農地プランの実質化についてお尋ねをいたします。

今日の日本の農業問題・課題として、農業従事者の高齢化、後継者や担い手不足、耕作放棄地の増加などにより、地域農業の展望を描くことが困難な集落や地域が多数存在している中、各地域における人と農地の問題を解決していくことが重要な課題となっております。

そこで、国において地域農業の将来像である人・農地プランは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもので、平成24年に開始され、平成30年度末現在、1,583市町村において1万5,444の区域で作成をされております。

第5次基山町総合計画において、担い手農家や認定農業者、農業経営に意欲ある農業者に対して農地集積を推進し、農地を地域で管理できる農業を目指すとうたわれております。

町で現在進められている人・農地プランの実質化に向けた取組についてお尋ねをいたします。

(1) 人・農地プランの実質化とは具体的にどのような内容なのか。

(2) 実質化に向けたスケジュールはどのようなものか。

(3) どのような支援策があるのか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（品川義則君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）（登壇）**

天本勉議員の一般質問に答弁させていただきます。

1の地区計画による住宅開発についてということですが、まず一般論として、基山町には線引きがあります。線引き撤廃を県と調整していたんですが、基山町は鳥栖・基山で線引きになっておるので、鳥栖市の同意がない限り線引きの撤廃は不可能だという結論になりました。この話は前もしていると思います。

それから、線引きの見直しも、今のところ鳥栖市は人口が増えている、基山町は横ばいだ。だからまず、増えているほう優先だと、それが基本的な考え方ということで、調整区域から市街化区域を増やすというのがなかなか難しいんですね。だから、現実として我々がやれるのは地区計画が大きな一つのやり方で、それが産業用であったり住宅用であったりするという。加えて、佐賀県と調整して、大きい地区計画じゃなくて、ミニの家何件かぐらいのやつでもやれるようにしてくださいということで、それもルールとして、それでやっていくことも考えますということで、佐賀県が考えてくれているというのが1つ目の前提です。

それからもう一つが、これは大事なところなので、ぜひほかの議員の皆さんも、それから傍聴の方もお聞きいただければと思いますが、地区計画自体をつくるのは町なんです、それは町のところにある調整がついて出てきたときに初めて、町が地区計画をつくるということになります。その前の調整は、あくまでも地権者とそれを開発しようとする方の連携によって合意が生まれて初めて成立する話でございます。今、既にそういう動きが基山町の幾つかの場所で起こっているのは間違いございませんが、まだ町で地区計画をつくる段階まで来ているやつがない。本来であれば、議会できちんと答えるのは町で地区計画をつくる時点からだとは思っております。それ以前のやつは地元の話であり、開発の話でありますので、非常に難しいなというふうに思っております。この話も、それから先日の話も、まだそこま

でいていないので、答えが非常にはっきりしないというか、そういう答えになってしまうのはまず御理解いただきたい。

ほかの地区計画についてもそういうことでございますので、逆に言えば、町が地区計画をつくり始めたときには、ちゃんと議会の皆様にも説明を始めたいと思いますが、まだその段階にないということを御理解いただいた上で、答弁させていただきたいと思います。

(1)土地利用規制の状況等について示せということで、当該地区につきましては市街化調整区域に位置づけられており、現在では開発等に制限がある地域でございます。

(2)開発許可の条件等を示せということで、当該エリアを住宅地として開発するには、一つの方法として都市計画法に基づく地区計画を町が策定する必要があります。地区計画策定の前提といたしましては、開発計画案に対する地権者全員の同意と町の土地利用方針との整合性などが条件になるところでございます。

また、当該地の現況は大部分が農地でありますので、宅地として利用するためには農地関係の様々な法律に関わる手続を行う必要があるということでございます。

(3)今後のスケジュールについては、農業振興地域の除外手続が完了した後に、事業者の申出を受けて地区計画を町が策定いたします。地区計画の決定までには1年ちょっとぐらいかかると思います。そして、開発の手続を開始するというふうな流れになると思います。

ただ、まだ町のほうでつくるところまではいっておりませんので、そこら辺はぜひ御理解いただきたいというふうに思っています。

ただ一方で、公約の中でも私言っていますように、地区計画でやるしか基山町は開発ができにくいので、それを施行しているのは間違いございませんので、そこだけは御理解いただければと思います。

次に2、人・農地プランの実質化についてということで、(1)人・農地プランの実質化とは具体的にはどのような内容なのかということでございます。

人・農地プランは、基山町において農業関係団体や農業者を含めた検討会を毎年実施し、見直しを行い公表しており、プランの実行に向けて1区、2区、3区及び9区、4区、5区、6区、7区の7つの地区を設定しておるところでございます。

人・農地プランの実質化とは、町全体的な計画である人・農地プランをベースに、各地区においてそれぞれ抱える課題やその対応を地区のみんなで話し合い、課題解決に向けた方針を取りまとめることが実質化です。各地区は、実質化の取組により地域で決めた方針に基づ

き、その方針を実行していただくことが人・農地プランの実践と位置づけられています。

実質化の具体的な内容としては、各地区において農業者の年代分布や後継者の有無など地区の状況を把握するためにアンケート調査を行い、その結果を地図に落とします。その地図を基に、町の職員や農業委員がコーディネーター役となり、5年から10年後の将来において農地を誰が担ってもらうのかについて話し合い、各地区の将来方針を決定するものであります。

(2)実質化に向けたスケジュールはどうかということですが、各地区におけるアンケート調査については令和元年11月から順次配付を行い、令和2年3月までに全ての地区の回収が終わっております。

今後のスケジュールとしては、令和2年12月末までに全ての地区を地図化し、令和3年1月から2月にかけて、全ての地区において座談会を開催し方針を決定する予定でございます。

各地区で決定した方針は町で取りまとめ、国、県に報告し、令和3年4月から実行に移行するよう計画したいというふうに考えているところでございます。

(3)どのような支援策があるかということですが、支援策としては地区を対象にした支援措置や、中心経営体など人を対象にした支援措置や、場合によってはその他助成金の上乗せなど様々な支援があります。

地区を対象にした支援の主なものとしては、基盤整備事業の農業者負担の軽減措置、スマート農業の導入支援等の農地耕作条件改善事業、まとまった農地を機構に貸し付けた地域に対して支払う地域集積協力金等があります。

中心経営体など人を対象とした支援の主なものとしては、農業用機械・施設の導入の支援、農業次世代人材投資、金利負担軽減措置等があります。

また、六次産業化への取組で、地区や人への支援事業を活用する場合に補助率の加算などもあります。

以上で1回目の答弁を終了いたします。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

まず、土地利用規制の状況についてお尋ねいたします。

先ほど町長言われましたけど、当然、地権者がまとまって、そして、地区計画の申出制度

もでございますので、まとまった時点で利害関係人——地権者ですね、そういうことで町のほうにすることになると思っております。

先ほど私が言いました城戸1号線、白坂・玉虫線、関屋・上原線、城戸高地線で囲まれたこの一帯——診療所周辺ですね。このエリアは大体5ヘクタールぐらいあると思うんですけども、地目の現状はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

議員がおっしゃっている道に囲まれた地区につきましては、約4ヘクタールの面積となります。そのうち農地としましては約3.15ヘクタールでございます。宅地が0.68ヘクタールですね。それと雑種地が0.13ヘクタール、あと道路が0.04ヘクタールといった状況でございます。ほとんど農地であります。農地の3.15ヘクタールのうち、3.1ヘクタールぐらいが田んぼでございます。あと、畑が400平米程度の状況でございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

基山町は土地利用に関する規制で、都市計画法上の規制と農業振興地域の整備に関する法律——農振法の規制の2つの大きな網がかかっております。

先ほどは市街化調整地域という都市計画法上の答弁でしたけど、農振法上はどのような位置づけになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

農振法上におきましては、この地区は農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地と申しますが、これは16筆ございまして、2万3,434平米でございます。約7.5割の状況です。

農用地区域外、いわゆる白地と言いますが、これにつきましては11筆で、8,007平米、2.5割の状況でございます。

以上です。

○議長（品川義則君）



天本議員。

○2番（天本 勉君）

農地区分は、農用地区域内農地、それと甲種農地、第1種、第2種、第3種の区分に分かれておりますけれども、1種、2種、3種ありますけど、定義も含めてこの地域が大体どのぐらいの割合になっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

甲種、1種、2種、3種とございますが、甲種につきましては基山町のほうには該当がございませんので、1種、2種、3種について答弁させてもらいたいと思います。

まず、第1種農地につきましては、およそ10ヘクタール以上、10町以上の規模の一団の農地であって、生産性が高い良好な営農条件の農地がある場合に該当となります。公共性の高い事業等に供する場合は転用等も許可されるという状況でございます。

次、第2種農地です。第2種農地につきましては、駅や市町村役場等から500メートル以内の距離にあつて、今後、市街地として発展する見込みのある農地、そういったところを対象としたのが第2種農地でございます。これは、ほかの農地に代替ができないような場合に転用が許可されるという状況でございます。

第3種農地につきましては、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の教育や医療機関等の施設がある、そういった農地や、また、駅から300メートル以内の距離にあつて、都市的施設が整備された区域といったところを3種農地と言います。また、市街化区域内にある農地も第3種農地ということになっておりまして、これにつきましては原則転用が認められておる状況でございます。これが定義でございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

地区計画につきましては、都市計画法第16条の3と第21条の2項において、土地の所有者等から地区計画案の素案の申入れ、提案ができるようになっております。

農振農用地——青地ですね。基山町農業振興地域整備計画に青地とか設定されていると思

いますけれども、この地区計画を進めるということになれば、いつの時点でこの農振除外を——この農振除外が必要であると思いますけど、見直しはいつの時点でされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

農振除外の見直しにつきましてはいつの時点かということでございますが、開発の計画が固まった段階で地権者の同意が取れた時点で農振除外の手続の段階に入るということになります。その農振上の手続が、イコール農業振興地域の計画の見直しということになります。

ただし、農地転用の下準備も併せてしておかないと農振除外の手続もうまく進まない関係もあるので、検討自体は同時ぐらいに進めていくと。ただし、農地転用は地区計画が終わった後の最終段階となります。というのがスケジュールの流れでございます。

それと、先ほど1種農地、2種農地の定義を申し上げた中で、割合を言っておりませんでしたので、この場で回答させていただきます。

先ほどの御質問の中で、該当地域の2種農地が11筆で1万5,112平米で、48%を占めております。先ほど言った第3種農地であります、16筆ございまして1万6,329平米で、約52%という状況になっております。

以上です。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

分かりました。

先ほどの答弁で、地区計画策定の前提として、開発計画案に対する地権者全員の同意と町の土地利用方針との整合性などが条件となるということでありました。

総合計画、国土利用計画、それと、都市計画マスタープラン等もあろうと思うんですけれども、その整合性がどうなっているか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

上位計画との整合性ということで答えさせていただきます。

まず、町全体の土地利用についての方向性、整合性ということであります。

先ほど町長からも答弁がありましたとおり、ちゃんと計画にもですね、第5次基山町総合計画において、住みたいまち基山の創造ということで、地区計画や都市計画制度の活用による住宅用地の確保を具体的な施策として掲げております。まず、これが第1点目でございます。

それに基づき、基山町都市計画マスタープランでは、本地域について安全で静かな住環境づくりを行うエリアということで位置づけをしているところでございます。

また、佐賀県全体の土地利用の方針といたしますか、佐賀県第5次国土利用計画では、佐賀県東部地域の土地利用について、これは鳥栖・基山も含めたところでございますけれども、今後も人口増加が予想される地域ということで、土地の有効活用を図っていくということで、東部地域については県も位置づけをしております。

それに関連しまして、佐賀県が定めております都市計画区域マスタープラン、これは本町のマスタープランのさらに上位の計画になりますけれども、県の区域マスでは、鳥栖・基山地区市街化調整区域の土地利用方針の一つとして、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針として、市街化区域に近接・隣接している地域での地区計画制度の活用を図ることとしていると明記をされておりますので、今回、地区計画による住宅開発ということで話が進む場合であっても、上位計画との整合性は保たれているというふうに判断をしているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

県の区域マスとの整合性も図れているということですね。安心しました。

開発行為については、都市計画法第29条において開発行為の許可、第30条で許可申請の手続、第32条で公共施設の管理者の同意等、それと第33条が開発許可の基準、第34条で市街化調整区域に係る開発行為ということで、開発についてはこのあたりで定められております。

そこで、規定についてお尋ねをいたします。

まず、第29条の開発行為の許可で、国土交通省令に定めるところによって県知事の許可を受けなければならないとなっております。基山町は都市計画区域ですから、市街化区域に

については1,000平米以上、調整区域については面積の要件がなくて全て許可が必要になっているということでございます。

第34条の市街化調整区域に係る開発行為、これは第1項の第1号から第14号まで定められておりますが、私はそこの第11号に該当するんじゃないかなと思っておったんですけど、例えば、あそこのエリアの場合、調整区域はどの号に該当するか、そのあたりをちょっとお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

都市計画法第34条の規定でございます。1号から14号までございまして、議員がおっしゃいました11号、12号については、いわゆる50戸連檐に関する規定でございます。集落活性化タイプ、市街化区域近接タイプというものの2つを定めているものが11号、12号でございます。

地区計画につきましては、都市計画法第34条の10号ですね、その1つ前の号で地区計画により市街化調整区域の開発等が可能になるということで定められておりますので、10号のほうの規定により地区計画を進めていくというふうな形になります。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

この地域に限らず基山駅周辺には——ちょっと区域は避けますけれども、利便性の高い市街化調整区域が存在しております。そのあたりも先ほどの10号のほうに該当するのか、もう一度お願いいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

基山駅周辺を含めまして利便性の高いエリアについて、本町におきましては皆さん御承知のとおり、市街化調整区域が入り込んでいるような状況で都市計画の線引きがされているところでございます。

市街化調整区域を住宅地等に活用する場合は、本町におきましては地区計画で行うという

ことで、残念ながら50戸連檐等につきましては農振農用地の青地等があれば開発が難しいということで、今は50戸連檐の手法ではなく地区計画、手続的には青地を外さないといけないんですけれども、地区計画による手続を進めていくということで考えているところでございます。その上で、駅から半径1キロ圏内につきましては、利便性の高いエリアというのが、今回質問にありますエリアを含めてまだ複数箇所ございますので、そういった箇所につきましても住宅開発等の御相談、御提案等をいただければ、町としても住宅開発等で前向きに検討させていただきたいというふうには考えております。

**○議長（品川義則君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

次に、都市計画法第33条第2項で、必要な技術的な細目が政令でずっと定められておりますけれども、次に、道路、公園、安全対策も含めて技術的な基準についてお尋ねをいたします。

基山町は、住居系の用途を第1種住居区域、それと第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域が設定されておりますけれども、建蔽・容積率が60%の200%、それと50%の80%ですか、そういう形になっております。この地域は調整区域ではありますけど、そのあたりは、建蔽・容積率も含めてどのぐらいになっているのか、お尋ねをいたします。

**○議長（品川義則君）**

亀山定住促進課長。

**○定住促進課長（亀山博史君）**

基山町におきましては、市街化調整区域の建蔽率、容積率については、町全体に係ることですけれども、敷地に対してどのぐらいの建物を建てていいかという建蔽率が60%。それから、どのぐらいの床面積を有して——上に延ばしていいかと言うほうが分かりやすいと思いますけれども、容積率が100%となります。建蔽・容積率は60%の100%というような形で設定をしております。

仮に地区計画を定めるとしましたら、周辺環境との整合性というのももちろん図りつつ、設定については県とも協議をしながら定めてまいりますので、この周辺は既に市街地が形成されている場所でもありますので、建蔽・容積率をどのように張っていくかというのは、今後協議で決めていくというふうな形になります。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

高さとかはどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

高さにつきましては10メートル以下、第2種低層住居専用地域に建設可能なものということで調整区域は定めておりますので、高さ制限でいいますと10メートルを超えてはいけないというふうな形になります。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

今度は道路についての技術的な基準、これは第25条第1号で定められております。「道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。」と規定されております。開発規模でそこは違ってくると思うんですけど、どのような技術的な基準になっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

道路の設置基準につきまして、これはあくまで一般の開発ということで、この地区がということではなくてお答えをさせていただきたいと思います。

都市計画法施行令にございます第25条第1項に、開発区域と開発区域外の道路の機能が有効に発揮されるように設計されていることということで、いわゆる新しくできる団地と今まであった道路がうまく接続できるようにちゃんと考えないといけないということで、極端に大きな道路に細い道路を接続するとかいうことがないように、その道路の接続もしっかりと設計されないといけないというふうな基準がございます。

これに基づきまして、県の技術的基準でも道路幅員や配置が細かく定められているところ  
でございます。一般的に住宅地の場合は6メートル以上の幅員を求めています。住宅以外、  
産業団地等であれば9メートル以上ということで、道路幅員を求めるといって開発の許  
可基準を設けているところでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

公園規模等についても開発規模に応じて規定がされておりますけど、ちょっとそのあたり  
をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

公園につきましても、都市計画法施行令第25条第6号になりますけれども、開発に伴う公  
園、緑地などの設置についての規定を設けられているところでございます。開発区域の面積  
にもよりますけれども、今回、先ほど産業振興課長からも申し上げました、そのぐらいの規  
模のエリアであれば0.3ヘクタールから5ヘクタール未満の開発行為ということに該当する  
と思います。開発区域面積の3%以上、公園、また緑地等の設置を義務づけるということで  
規定のほうがされております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

当該エリアの区画道路は、造る場合は6メートルとなっておりますね。そして、1ヘクター  
ル以上になると、今度は調整地も必要になってきますね。それと、先ほどの公園用地3%以  
上と。先ほどの4ヘクタールのエリア内で、調整地も造り、区画道路も取られる、それと、  
先ほどの公園、緑地。宅地が制限されて少なくなっていくんじゃないかなと思いますけど、  
そのあたりは、なるべく有効に活用するということを何かお考えがあればお願いいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今、御指摘のように、県の開発の基準で、それを全て充足したエリアということでつくった場合、御指摘のように、本来、開発業者では住宅地として売りたいけれども、そこを、例えば、公園にする必要があったりとか、この道路だけで十分だと思っても、もう一本道路を造ったりというのは、当然、県も町もそこは基準を遵守して求めていくところでございます。

これはなぜかといいますと、周辺環境との調和というのを一番に考えて、住宅開発というのは、地区計画ではなくても、本来されていくべきものであると考えております。市街化区域内の地区計画じゃない住宅開発等も、今、基山町内で行われておりますけれども、そういったところも全てこの技術的基準に基づいて、道路の幅員であったり、例えば、近くに消火栓の設備があるかないか、そういったものも必要になってきますし、そもそもその接続する道路の幅員が足りなければ開発もできないというような厳しい基準を設けています。これは全て住まれる方が、安心して安全に快適に暮らしていただくために必要なものでございます。

その上で、住宅用地については県の基準で、今、1区画200平米から300平米設けなさいというのがございます。これは都会の方からすると物すごく驚かれるんですけども、佐賀県の基準では、やはり200平米から300平米ぐらいゆとりのある住宅地を県内は形成することで県内の基準として設けられておりますので、この辺もですね、仮に住宅開発をされる場合は業者のほうに基山町からもお願いをして、それで設計を持ってこないで地区計画等も受け付けないというような形になると思います。

良好な住環境の形成のためには、やはり基準に基づいてやっていただくというのが前提になりますので、そこは開発業者の利益優先ではなくて、住まれる方、それから元から住まわれている方の住環境を壊すことがないような住宅開発にしていかなければいけないと考えております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

公園の安全管理ということもありますけど、面積確保を考えると、何か公園機能に調整機能を持たせたような公園づくりもできないかなというふうに思っておるんですけども。

それと、将来的に住宅が建ってくると、コミュニティの形成の場として、将来的にはこの地域にやっぱり集会所も必要になってくるのではないかと思うんですよね。そのあたりはどうなのか、お尋ねをいたします。



○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

集会施設等についてでございます。

こちらにつきましても都市計画法第33条等で規定がされておりまして、開発行為の目的に照らして公共施設や公益的施設の配置ということで記載がされております。今回、仮定の話になりますけれども、住宅開発だとすれば、当然そこに住民が張り付いて、住まわれて生活をされるわけですから、そういった集会施設等も必要になってくると思います。

ただ、都市計画法で規定されている場合は、強制力を持つ面積としましては20ヘクタール以上の開発については必ず設けないといけないような形で記載がされておりますけれども、それに満たない比較的小規模といいますか、本町にとっては大規模なんですけれども、小さな開発につきましましては努力目標程度で書かれているところがありまして、住宅戸数が50戸を超える場合は集会施設の設置を検討することということで県の基準にも記載されておりますので、具体的にもし設計等が上がってきたり、御相談があった際には、そういった集会施設等の設置なども町のほうから助言をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

そのあたりは、やっぱりコミュニティ形成で大切な施設になっていきますから、助言のほどよろしく願いしておきます。

それと、地区計画は名称、位置及び区域面積、整備、開発及び保全の方針——整・開・保の方針、地区整備計画からなっております。

栗野議員からも以前質問があつておりましたけれども、地区整備計画の中に通学路になっている狭い道路がありますね。ピット・イン・森山からニュータウンに抜ける城戸小路線、狭い道路ですね。それを地区計画の施設として位置づけを行って、今回の地区計画に合わせて拡幅ができないかと思うんですけれども、やっぱり地権者とか関係者との調整、そこら辺はエリアに入れるのかということで、そこら辺で大前提がありますけれども、エリアに入れてこの城戸小路線を整備していく必要があるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりは

どうか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

冒頭に町長から答弁がありましたように、現段階ではまだ計画等ございませんし、町のほうにもそういった具体的な設計であったり要望等々は上がってきておりませんので、現段階では、今の御質問にお答えすることはできないんですけれども、当然、地区計画により住宅開発を行うということであれば、隣接する区域と一体的な開発をしないといけません。その区域だけよければいいわけではありませんので、エリア内外問わず、新しく住まわれる住民の方が通られる道路、想定されるのであれば、そこら辺も開発のときにしっかりと考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

次に、今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。

先ほどの答弁では、農振地域、青地の除外手続きが完了した後に、事業者の申出を受けて地区計画を町が策定を行う。地区計画決定まで1年ほどかかって、その後、開発手続を開始していくということでした。

やっぱり埋蔵文化財の関係でスケジュールが変わってくると思って、そこは不明な点もありますけれども、私はスムーズにいつ三、四年はかかるかなと思っておるんですけれども、具体的な項目、クリアしていかん項目はどんななっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

こちら一般的な地区計画のスケジュールということで、一般的といいましても、今回のように農振農用地が絡む場合ということで答弁をさせていただきたいと思います。

当該地区がこのスケジュールで開発が完成するということではないということを前提に答えをさせていただきたいと思います。

まず、一般的に地権者の協議というのがスタートラインになると思いますので、その地権

者の協議がまとまったというところからをスタートとさせていただきたいと思います。

まず、農業振興地域の除外の手続というのがございます。いわゆる青地を外すという手続ですね、こちらが6か月ほどかかると思っております。6か月かけて農振の除外手続が終われば、それと同時に今度は地区計画の申出と。これは全て地権者の同意が取れている前提の話ですので、地区計画の申出をしていただきます。

地区計画の申出があって、町のほうはその地区計画で問題ないということであれば、町のほうは今度は策定手続に入りますので、今度は町が主体となって地区計画作業に入ります。これが1年ぐらいかかります。地区計画は、地権者だけではなくて周辺環境、それから町全体の皆さんの意見も聴くことになっておりますので、意見交換会、公聴会、様々な手続、それから、都市計画審議会にもお諮りしないといけませんので、そういった形の手続を約1年かけて行います。

地区計画が完了——決定して公告をしたら、ほぼそれと同時に今度は開発の申請という形になります。これは具体的に工事をするための、工事をしてよいかどうかの申請手続に入りますので、開発の申請を行っていただきます。

その開発の申請と同時に、今度は農地の手続としまして農地転用ですね、農地から住宅地ないし産業用地であれば産業用地、そういった農地の転用手続を同時にさせていただきます。こちらの手続がですね、ここは3か月から6か月ぐらいかかる、そこは農業委員会のスケジュールにもよりますけれども、うまくかみ合えば3か月程度でできるのかもしれないんですけれども、開発申請自体は1年ぐらいかかる場合がございます。今は随分短縮されて、8か月とか9か月で上がってくる場合もありますけれども、開発の許可が下りると同時に農地転用の許可も下りる、同時に下りるということになりますので、ここは1年ぐらい見ていただければ、その1年以内に開発の申請から許可が下りるといふような形になります。

開発の許可が下りて初めて工事が着工できますので、そこから造成工事がスタートして、宅地分譲するまでは、それは工期によって違いますけれども、1年ぐらい見ていただければ、おおよそ3年から4年というようなスケジュール……（発言する者あり）申し訳ありません。

埋蔵文化財の調査については、一番最初ですね、このスケジュールでいうと農振農用地の除外手続に入る前に、まず、そこが宝蔵地になっていないかどうかの試掘調査を行って、そこがまた重要な文化財があるということであれば、さらにその期間が延びるという話になりますので、それで3年から4年と。埋文のスケジュール、ちょっとそこは入れておりません

けれども、3年から4年ぐらいはかかるというふうに考えております。

**○議長（品川義則君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

この地域に限らず、先ほど言いました基山駅周辺ですね、こういうところではとにかく地区計画を推進していただいて、若基小学校の児童減対策、それと定住促進につながっていけばというふうに思っております。

それでは次に、人・農地プランの実質化についてお尋ねをいたします。

基山町第5次総合計画ですね。基本計画の土地利用の現状において、農地利用の中に、「地域の活動組織と連携した遊休農地の解消と農地集積を図る必要があります」、「農地を集積し、耕作しやすい農地利用をめざそう」ということで、具体的な施策として「農地集積の基礎資料を作成し、関係機関・団体などと協議を行い、遊休農地の効果的な運用を行います」ということが総合計画でうたわれております。

この人・農地プランの事業は、このマスタープランの位置づけの一環として捉えていいのか、お尋ねをいたします。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

議員のおっしゃるとおり、第5次基山町総合計画の基本計画の中の1「自然+idea」の中で土地利用の中で記載がございます。

この基本計画の策定は平成28年3月になっておりまして、一方、人・農地プランはその3年前の平成25年3月に第1回目のプランを策定しています。ということで、この基本計画の記載につきましては人・農地プランを踏まえたものとなっております。

以前から農業委員会では、農地パトロール等によって遊休農地や荒廃しつつある農地の確認、担い手への集積等に取り組んできております。その農地の集積先として、人・農地プランに中心経営体が位置づけされているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

マスタープラン、総合計画の農林業経営の現状として、「農地や山林を地域で管理できる組織をつくる必要があります」、また、「農林業において、後継者不足の解消と担い手の育成に力を入れていく必要があります」ということで、具体的な施策として、「農地の維持管理及び多面的機能を継続するため集落営農組織への活動推進を図ります」ということでうたわれております。

この集落営農組織は基山町に存在するのか、あれば何組織あるのか、また、どのような集落営農が取組をされているのか、そのあたりをお尋ねいたします。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

集落営農組織につきましては、今、カントリーエレベーターとか、大規模な共同乾燥施設があるような他の市町においては、集落単位で農区とか、そういう単位で組織化されているのが一般的です。ただし、基山町においては3つの共同乾燥施設がありまして、それぞれに施設の利用組合を構成員のベースとして、平成18年に集落営農組織として3つの営農組合が組織されております。1区の農家で構成されている園部営農組合、2区、3区、4区、6区、9区の農家で構成されている基山地区営農組合、5区、7区の農家で構成されている長野・小倉地区営農組合の3つの集落営農組織が現在活動をしておるところでございます。各営農組合の取組としましては、水稻、麦、大豆、作物を中心に、作付品種の面積の調整や割り振り、肥培管理の徹底、ヘリ防除の現地サポート、共同による集荷及び出荷といった――さらに、トラクターやコンバインによる作業受託等も活動されているところでございます。

集落営農組織が形成された背景としましては、平成19年から新たに品目横断的経営安定化対策という水稻関係の価格保障の制度が始まりまして、その保障金を受ける交付対象が認定農業者とか集落営農とか、そういった組織農家ということになりましたので、それを機会に全国的に集落営農組織が形成されたという経緯がございます。

以上でございます。

**○議長（品川義則君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

同様に、先ほどの総合計画の具体的な施策として、「農地中間管理事業を活用し、担い手

農家や認定農業者、農業経営に意欲ある農業者に対して農地集積を推進します」ということでうたわれております。

農地中間管理事業とは具体的にどのようなものか、お尋ねをいたします。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

農地中間管理事業とは、要は中間で管理という言葉があるとおり、農地の貸手と借手を仲介するというイメージの事業でございます。

地域の特性に応じて、農業委員会やJAなどのコーディネーターを担う組織と、農地中間管理機構という組織があるんですが、それが一体となって推進する体制をつくって、人・農地プランを核に農地の利用集積、集約化を一体的に推進する事業となっております。

先ほど言いました農地中間管理機構でございますが、これは平成26年度に全都道府県に設置された機関でありまして、信頼できる農地の借受け、貸し借りの中間的な組織として役割をしております。農地を貸したい人、借りたい人の間に立ってあっせんする機関でございます。公的な機関であるため、農地を貸したい人は公的機関のため安心して貸せ、賃料も確実に支払われ、耕作放棄地になる心配がありません。逆に、農地を借りたい人については、ニーズに合わせてまとまった使いやすい農地が借りられるとして、また、貸手と個別に相対で交渉する必要がないので、機構と相談することで農地が借りられるといった、双方に安心して活用できるメリットがございます。

佐賀県では、佐賀県農業公社がその農地中間管理機構に位置づけられておりまして、農用地の借受けや貸付け、また、借り受けた農地を貸し付けるまでの間の管理ですね、そういったことをやっているところでございます。

以上でございます。

**○議長（品川義則君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

県の農業公社もそういうことで仲介をするということですね。

そこで、今年4月に策定されました第2期基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、トカイナカ産業振興プロジェクトの農山村活性化事業として、「農業振興策と連動し、

認定農業者や中心経営体へ農地の利用集積を図り、規模拡大と農産品目の付加価値の創出により、持続的な農山村の活性化に取り組みます」ということで総合戦略の中ではうたわれております。

その中で、中心経営体とはどうイメージされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

農地の集積先として位置づけられている中心経営体につきましては、いわゆる担い手の核となるものでありまして、認定農業者、先ほどの集落営農組織、また農業法人、こういった継続的に規模拡大が可能な組織対象をイメージしております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

今年度、令和2年度から4年度の実施計画の中に、遊休農地の効率的な活用、人・農地問題解決加速化支援事業として11万8,000円あります。今年度の農業総務費の第8節、報償費に人・農地プラン検討会委員謝礼3万7,000円計上されておるんですけども、この検討委員の選定基準ですね、何名で構成されておるのか、そのあたりはどうか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

基山町人・農地プラン検討委員会設置要綱の第3条において、検討会のメンバーにつきましては、農業者、農業関係団体の代表者、その他町長が必要と認める者と定めています。

実際、基山町では農業委員会の会長、生産組合協議会会長、3つの地区の集落営農組合長、女性農業者4名、あと、JA基山支所長及び基山担当営農指導委員、合わせて11名のメンバーによって構成しているところでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

先ほどの答弁で、実質化の具体的な内容として、各地区において農業者の年代分布や後継者の有無などアンケート調査に基づいて現状を把握し、その結果を地図に落として見える化するということでした。

まず、現状はどうか、そのうち75歳以上の農業者はどうなっているのか、それが10年後はどうなるのかというのは大事なことだと思うんですけども、大体この地図化ですね、どのようなイメージを想定されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

人・農地プランを基に各地区において座談会をするに当たって用意するものが地図でございまして、その地図化の話でございます。

地図化に当たっては、これまで皆様からアンケートを取っておりまして、その中に年代を記入する欄がございますので、耕作者の年代構成がそこで分かります。それを、色を分けて地図上に筆ごとにハッチングするというのが地図化でございます。

色分けとしましては、50歳未満を緑色で塗る、50歳以上60歳未満を黄色、60歳以上70歳未満をピンク、70歳以上を赤色として、筆ごとに色分けした地図を用意すると。それが現状ということになります、アンケート結果でございますので。

それとプラス、10年後を想定して色をまた変えたやつを用意します。10年後だったら、当然ながら黄色・緑からピンク・赤に移行するのが増えていきますので、より赤色が染まっていくわけなんですけど、そういった状況、2つ地図を御用意して座談会に持参するようにしております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

今のように地図化によって見える化して10年後がどうなっていくのか、そして農地を誰が守っていくのかを地域で議論していくことが本当に重要なことではないかと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、今度はスケジュールですけども、先ほどの答弁で、実質化により地域で決め



た方針は今後実践していきますということで、1区、2区、3区及び9区ですね、それと4区、5区、6区、7区の7地区設定されております。そして、各地区のアンケート調査について、元年度11月から順次配付を行い、令和2年3月には全部アンケートの回収は終わるということでした。

また、今後のスケジュールといたしましては、令和2年10月末までに全ての地区を地図化、先ほどの地図化ですね——をして、年明けて1月から2月にかけて座談会を開催し、方針を決定していくということでした。

私は特にこの座談会、話合いが重要であると思います。まず、先ほどの地図化で現状と問題を提起していただいて、それに基づいて地元で話合いを十分して、今後の方向性を見だしていくと。私は1地区最低でも3回は必要ではないかと思っているんですけども。4月に出すとかありますけど、何かスケジュール的に職員も大変だと思うんですけど、7地区あってスケジュールがタイト、ハードではないかと思っていますけれども、そこらあたりは大丈夫なのか、お尋ねをいたします。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

人・農地プランの座談会につきましては、まず、先ほど言いました10年後の地図ですね、それと現在の地図と比較しながら、プラス、アンケート結果をグラフ化した資料をお持ちして、その中で意見交換をしてもらいます。

座談会は役場が主体に問題提起というよりは、その地図とかアンケート結果を見た皆様が、その中で課題を抽出してもらって、どういうふうに持っていくかというのを議論してもら場で、農協とか農業委員会とか私どもについては、ファシリテーターといいますか、サポート役に回るという感じで、自らが考えてってもらうということになっております。

その回数であります、議員おっしゃるように、なかなか1回では現状把握から課題抽出、方針確定までとはいかない場合も多いと思いますので、今のところ最低2回ぐらいは必要かなというふうに考えております。

ただ、新型コロナ関係もあって、短期間に一遍に終わったがいいという地元の希望があれば、思い切ってそこまで、確定までいければと思っているところです。もし2回でも足りないということであれば、3回目も状況に応じて判断したいと思っているところでございます。

座談会につきましては、今、地図化をほぼ終わっていますので、準備を終わっていますので、それを基に、今後、日程調整を図っていきます。1、2、3月のうちには座談会を終えて方針を確定したいと思っております、4月から実践に移りたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

**○議長（品川義則君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

今の答弁で、来年4月から実施に入っていきたいということで、私、スケジュール的にもちょっと遅れているんじゃないか、地図化は今取り組んでおるということで、何か遅れているんじゃないかなということですが、これは、例えば、国、県に報告して、実施に移していくんですけども、これは年度途中でもスタートすることが可能なのか、そのあたりはどうなのか、お尋ねをいたします。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

今、現段階のスケジュールとしましては、先ほど申し上げましたとおり、3月までに方針確定で、4月から実践ということで予定をしておりますが、もし新型コロナの関係とかで万が一遅れるといった場合は、新年度の途中から実践になっても、それは可能ということであり、ます。ですから、方針もそれまでに固めればということになっております。

ただし、来年度にいろんな支援策、補助金を活用することを想定するのであれば、その県のヒアリングが大体8月頃でございますので、6月までには確定しておいて、その中でどういった方策を活用するかということも7月ぐらいまでに固めれば、8月の県のヒアリングに間に合いますので、地区においていろんな支援策を活用するというのであれば、最低でも、遅れてもやっぱり6月ぐらいまでには方針を確定しなきゃならないと思っておりますのでございます。

でも、なるべく早く終わったほうがいいにこしたことはありませんので、3月末を目途にやっていきたいと思っておりますのでございます。

**○議長（品川義則君）**

天本議員。

○2番（天本 勉君）

来年8月がヒアリングで、支援策があれば、やっぱり早めにしたかったということでしたけど、その支援策についてちょっとお尋ねします。

答弁で、地区を対象とした支援の主なものとして、まとまった農地を機構に貸し付けた地域に対し支払う地域集積協力金というのが先ほどありましたですね。この地域集積協力金とは具体的にどのような内容なのか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

この地域集積協力金につきましては、地域支援として2つのタイプがございます。それぞれ交付単価が設定されているところでございます。

1つ目に集積集約化タイプということがございますが、これは農地中間管理機構、先ほど言いました県の農業公社に貸付け、借受けをお願いするようなことを取り組んでいる場合であって、機構を通じての活用率が2割以上という場合。これは一般の地域で、中山間地域においては4%以上の活用があると。反当たり、ともに1万円の協力金の交付がございます。先ほど中間管理機構が活用する面積が増えていくごとに、段階的に交付単価が上がるように設定されているところでございます。

2つ目の集約化タイプにつきましては、先ほどの農地中間管理機構を介さずに、担い手同士で農地を交換、貸借りしながら集約化に取り組んでいる場合で、担い手で、かつ機構の活用をしている場合、機構の活用率が40%を超えると反当たり5,000円、70%を超えると1万円という交付単価になっております。

要は、最初のやつは地域において貸借りの利用率が機構を通して2割以上という場合ですね。中山間は4%。後のほうにつきましては、担い手同士、中心経営体同士のところが4割を超えると5,000円ということでございます。70%を超えると1万円ということになっております。

以上です。

○議長（品川義則君）

天本議員。

## ○2番（天本 勉君）

私も代々受け継いだ土地を守っておるんですけど、実際、トラクターとか田植機、コンバイン、もろもろな機械等でやっぱり1,000万円以上投資しております。よそから稼いできて農機具代に投資しているような状況だと思います。

中山間組織で、今、共同で草刈りとかしておるんですけども、先ほど答弁で、中心経営体など人を対象にした支援の主なものとして、農業用機械、施設の導入の支援とありました。やっぱり農機具代をですね、やっぱり町と地域に、例えば、コンバイン2台ぐらいあって、そして、若いオペレーターがそれを回して、その地域に回して、機械代に追われない、これがやっぱり維持していく上で一番大事なところだと思うんですけど、先ほどの農業用機械、施設導入の支援、これはどのような支援を——これを受けるための方策、これは中山間組織でもいいのか、そのための条件等はどういうものがあるか、お尋ねをいたします。

## ○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

## ○産業振興課長（柳島一清君）

この人・農地プランを対象としたような補助金としましては、特に農業機械、施設導入の補助金としましては強い農業・担い手づくり総合支援交付金というのが活用できます。この交付金につきましては、地域担い手育成支援タイプと先進的農業経営確立支援タイプという2つのタイプがございます。どちらもともに補助率は3割ですけど、上限額につきましては、担い手タイプが法人、個人問わず300万円、先進的タイプは個人1,000万円、法人1,500万円が上限となっております。

これらの補助金を活用するに当たっては、担い手タイプにつきましては人・農地プランにおける中心経営体に位置づけられた方とか農地中間管理機構を活用して賃借権を設定した方、そんなことが対象条件となります。

あと、条件不利地域型補助事業につきましては、経営規模が小規模・零細な地域において、農作業の共同化や農地利用集積等の促進によって、生産性の向上や農業作業効率化を図る方といったことが条件となっておりますので、そういった取組とか、機構とか、賃借権の設定とか、いろんな諸条件が合致した方について、こういった補助金を受けられることとなります。

## ○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

また詳しくノウハウを教えてくださいたいと思います。

今後、林業も含めた農林業をどう維持していくのか、誰が守っていくのか、やっぱり真剣に向き合って、この人と農地の問題を解決していくことがとても重要であると思います。私たちが行政と一緒に知恵を絞っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で天本勉議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再会します。

次に、中村絵理議員の一般質問を行います。中村絵理議員。

○1番（中村絵理君）（登壇）

皆様こんにちは。1番議員の中村絵理でございます。今日が一般質問の最終日、私が最後の順番となりました。傍聴にお越しいただきました皆様、大変うれしく、ありがとうございます。

さて、今回の質問事項は1つでございます。基山町における公共交通の今後についてでございます。

この件は、昨年9月の定例会にて核家族の高齢化が進む本桜地区の活性化についてという質問をさせていただいておりましたが、同じような内容ではございますが、今回、二度目の質問をさせていただきます。

基山町は中心部の市街地、西部の山と丘陵地、そして国道3号線とJR鹿児島本線に分断された東部地区によって構成をされております。ほとんどの家庭はマイカーを移動手段としておりますが、高齢者の社会的孤立は確実に進行しており、唯一の公共交通であるコミュニティバスは今大変重要な役目を果たしていると言えましょう。

しかし、コミュニティバスが導入され約6年、乗車率向上を目指し様々な対策が打ち出されましたが、依然として公共交通空白地域とも言えるような地域が存在していることは否定できません。

今後、この町はこの課題についてどのような解決方法を考えているのか、それとも、このままなのでしょうか、再度高齢化社会における買物・移動支援について質問をさせていただきます。

まず、(1)コミュニティバス導入の経緯と目的をお示してください。

(2)基山町公共交通活性化協議会と基山町地域公共交通会議の役割をお示してください。

(3)コミュニティバス導入後からの改良点及びその成果をお示してください。

(4)基山町公共交通における今後の課題及び将来の展望をお示してください。

以上、1回目の質問を終了いたします。前向きな御答弁よろしくお願い申し上げます。

**○議長（品川義則君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）（登壇）**

中村絵理議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、基山町における公共交通の今後についてということで、(1)コミュニティバス導入の経緯と目的を示せということでございますが、基山町では平成12年度に民間路線バスが廃止されたことに伴い、福祉バスとして無料循環バスの運行を開始しました。当初は3路線を週2日ずつ運行していましたが、毎日同じルートでの運行を望む声があり、高齢者の移動手段の確保や将来にわたる持続可能な地域公共交通体系を確立するため、平成26年7月から現在のコミュニティバスの運行を開始したところでございます。

(2)基山町公共交通活性化協議会と基山町地域公共交通会議の役割を示せということでございますが、基山町地域公共交通活性化協議会は、コミュニティバス利用者を増やすための取組や運行に対する国からの補助金申請に必要な生活交通確保維持改善計画に関する協議などの役割を担っております。一方、基山町地域公共交通会議は、地域の実情に応じたコミュニティバスの運行形態及び運賃、料金等に関する協議を行うという役割を担っているところでございます。

(3)コミュニティバス導入後からの改良点及びその成果を示せということでございますが、コミュニティバスの導入開始時から毎年アンケート調査や乗り込み調査により、職員自らが

利用者の声をお聞きし、運行ダイヤやルートの見直しをはじめ、バス停の新設、フリー乗降区間の導入、待合ベンチの設置など、きめ細かな改良を行ってまいりました。特に大きな改良点といたしましては、平成28年に実施いたしました鳥栖市弥生が丘方面への路線延長、スマートフォンなどで利用できる乗換案内サイトとの連携、基山パーク&ライドバス停の移設による高速基山バス停とのアクセス性の向上などが上げられます。

また、「きやまコミバス便利帳」の発行やお試し乗車券などの企画、コミバスおすすめルートの掲載による利用促進策を実施してきたところです。

このような取組により、地域公共交通の利用環境や利便性が向上し、利用促進につながったと思われまます。

(4) 基山町公共交通における今後の課題及び将来の展望を示せということですが、本町では今後10年間で高齢者の割合が増加する傾向にあります。さらにその次の10年間は一人暮らしの高齢者世帯が増えるということになると思います。運転に不安を持つ高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境整備が課題と考えられます。

将来の展望といたしましては、本町では鉄道や高速バス、タクシー、コミュニティバスなど、複数の地域公共交通のサービスが既に展開されており、さらなる需要の創出や拡大により、効率的の高い地域内交通ネットワークの維持が可能となります。

1回目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それでは、これから2回目の質問に入らせていただきます。これから先は一問一答でお願いをいたします。

まず、町長にお尋ねをいたします。

松田町長2期目の公約がたくさんございましたね、32項目ほどございました。その公約に向けて様々な施策を打ち出されておりますが、その中の一つ、コミュニティバス、買物、移動支援の進捗状況について現段階での思いをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、短期的な視点、中期的な視点、それから長期的な視点で今、地域公共交通については考えております。

短期的は、例えば、つい最近やったのでいうと、高速バスとの連携。さらに、今度新しく道ができてしまえば、もっと便利なところにまた移すということで、第2段階もやる予定です。それから、憩の家のバス停のところの下の舗装も含めて、それから回り方も含めて変更したりしております。こういったことは答弁の中で答えたように、乗り込み調査とかアンケートをとにかく実施して、各年の10月にその変更をやるということにしているのです、1年間ずっとためていきながら10月に変更しているというのが短期的な視点でございます。

中期的な視点は、3年ごとにバスの事業者が変わりますので、来年が3年目に入りますので、今は西鉄と基山タクシーで中型バスとワンボックスカーで運行していますが、その辺のところの検討をしたいと思います。どういう形が基山町にとってはいいのか、今のままがいいのか、それを見直したほうがいいのか。

加えて、かつて10年ぐらい前、福祉バス時代にデマンドタクシーの検討をしているみたいですが、ちょっとその当時は全然無理ということでやめているんですけども、もう一回、デマンドタクシーを検討して、場合によっては、来年度の変更のときにうまく活用できないかなというふうなことを考えているところでもあります。

それから、長期的な視点でいきますと、今、国土交通省とか経済産業省がスマートモビリティの可能性調査というのを両方の省庁が競争してやっているのと共同でやっているのがあります。そのうち、経産省のやつはまだ九州では一つもやられていません。国土交通省が糸島市と宮崎市でやられています。それから、両方共通のやつは全国で3か所ぐらいしかやっていないので、そういうところは相当いいところというような感じだと思うんですけども、九州経済連合会からこういったものに、九州は特に経産省のほうはゼロなので、ぜひチャレンジしたいので、場所として基山町を検討に入れられないだろうかというふうな問合せがありました。何で基山町なんですかと聞いたら、高速道路もあるし、それからスーパーとか病院、そういったものもあるので、その辺をうまく組み合わせて、JRと高速道路と、そういう生活環境のやつでスマートモビリティを考えるということをしたいんですという話がありましたので、そういうことであれば、それはうちの考えていることに近いので、もし場所として提案することであれば、ぜひ協力したいというふうな話を申し上げました。今後、それが形になるかどうか、そして実際に国のほうに提案して通るかどうかは分かりませ



んけど、そしてまた、さらにその調査をやったからといってすぐ変わるものじゃありません。スマートモビリティの根本は無人運転というか、自動運転とか、そういったものになりますので、ちょっと先の話にはなるとは思います、高速道路とかJRとの連携を考える上においてはマイナスにはならないだろうと思っていますので、そういったものを長期的な視点でこれから考えていきたいというふうに思っております。

以上、短期、中期、長期から考えていきながら、コミュニティバスを少しでもいいものにしていきたいと思っております。ただ、一番大事なのが町民の皆さんからのいろんな意見だと思っておりますので、今その意見を集約しているところです。ただ、それぞれいろいろな意見がありますので、全部の意見を聞き入れていけば、それは成立しませんので、その辺、どこで割り切って、どこでどういうバランスを取っていくかというのがこれからの課題かなというふうに考えているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

中村議員。

**○1番（中村絵理君）**

希望の光が見えるようなお話をしていただき、うれしく思っております。

今回は未来へ向かってということで、短期、中期、長期をおっしゃっていただきましたけれども、まずは今現状の公共交通ですね、コミュニティバスの件についてお尋ねしまして、その後、今後の課題と展望のほうに移らせていただきたいと思っております。

まず、こちらは先ほど御説明いただきました、民間路線のバスが平成12年度に廃止をされたので、循環バスを、福祉バスの運行を始めたら、毎日同じルートで運行を望む声があったと。ここの目的としましては2つあると。高齢者の移動手段の確保、それから、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を確立したいということで、平成26年7月から現在のコミュニティバスが運行開始したということでございましたが、まずお聞きしたいのが、目的の2つのうちのまず1つ目、高齢者の移動手段の確保とありますが、この目的の進捗状況をお聞かせいただきたいのと、それから2つ目の目的、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系の確立とありますが、これはもしかして、今、町長がお話しいただいたことに近いのかなと思いつつも、もう少し具体的に御説明をお願いいたします。

**○議長（品川義則君）**

亀山定住促進課長。

## ○定住促進課長（亀山博史君）

2点御質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、高齢者の移動手段の確保ということで、当初の目的はもちろん、高齢者に限らずということですが、町民の皆様の町内での移動手段、路線バスがなくなるということで、将来に向けて不便な、移動が困難な方が出てくるということでコミュニティバスを導入した経緯でございます。町民の移動手段の一つとしてのコミュニティバスということで位置づけをしておりますので、高齢者に限って、高齢者のための移動手段ということではないという認識でございます。じゃ、高齢者の移動手段の確保の目的を果たしているのかということでございますけれども、路線による便数の偏りというのは当然でございます。1号車を基幹線として1日10便、それから枝線ですね、フィーダー系という言い方をしますけれども、園部地区、宮浦地区とか本桜の方面であったり、そういったもの、いわゆる枝線を午前、午後便数を分けて運行しておりますので、そういった意味で、地区によって偏りは当然ありますけれども、おおむね午前、午後、往復して基山町の中心地のほうに移動ができるような交通体系というのは確保しておりますので、そういった意味におきましては移動手段の確保の目的は果たしているというふうに考えております。

それからあと1点、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系の確立ということで、こちらにつきましては、今、町長答弁にもありましたけれども、担当課としても昨日の一般質問で重松議員からいただきました立地適正化計画の中でも少し述べさせていただきました。今後、町をつくる上でやはり移動ということは一番ポイントになってくると思います。行政の施策の中でも、地域公共交通というのはかなり重要なセクションになるというのは考えているところでございまして、所管の定住促進課としましても、地域公共交通についてやはり強い思いを持って臨んでいるところでございます。持続可能な地域公共交通体系ということでございます。私どもが考えるものといましては、公共交通はやはり全ての地域住民、それから来訪者の移動手段でありますけれども、持続可能なものにするためには公共交通事業者、利用者、それから行政のそれぞれの取り組むべき課題と努力が必要であると思っております。

まず、利便性を高めるために鉄道やバスの増便を求める声は当然でございますけれども、それに対応するためには、まず公共交通事業者、バスであれば、バス運行事業者ですね、それからタクシーであれば、タクシーの事業者の課題というのも当然でございます。例えば、路線

バスの事業者を例に挙げますと、人口減少による経済活動、経済規模の縮小によって、それから自家用車の普及により、乗合バス等の輸送人員というのはこの数年、特に顕著に減少しております。国土交通省の資料でも20年間で全国的に25%、輸送人員というのは減少しているというデータもございます。それに伴いまして、当然経営が悪化してまいりますので、経営悪化による路線廃止、経営撤退というのが相次いでおり、バス運転手の高齢化等も社会問題にあることから、今度はバス運転手の雇用の確保が困難ということが今社会問題になっております。そういったこともあって、単純にお金を払えば事業者が運行してくれるという状況ではなくなってきているというのが一つ現状としてございます。

また、利用者の面から申し上げますと、まず公共交通を利用していただくということが大事になります。公共交通を維持するためには、一にも二にもやはり利用者が使っていただくということがまず大事になります。需要と供給のバランスですね、こちらを維持していかない限りは、公共交通をいかに自治体が運営するであっても、やはり経営という面では持続可能であるとは言えないということを考えております。ですので、言葉がちょっと過激かもしれませんが、多少の不便は受け入れていただいて、やはり利用者の方には公共交通の存続に協力をしていただくというのが大事だというふうに思っております。御自宅の前に鉄道駅やバス停を配置して、希望する時間に来ていただくというのが一番皆さんが望まれるところだと思いますけど、それは到底困難でございます。全ての希望に沿うことは不可能ですので、その辺の多少の不便は受け入れていただく。私たち行政としましては、当然利用者のニーズを酌み取って把握して、事業を担う公共交通事業者の抱える課題も一方で考えながら、双方バランスよく持続可能な経営状態、それから持続可能な公共交通の体系を確立するというのが自治体には求められていると思います。また、財政面も当然関係してきますので、この町がどのぐらい公共交通に対してお金を出してやっていくのかということも大事なポイントになってくると思います。こういった課題を解決するために、やはり地域住民、利用者、公共交通事業者、それから行政が一体となってやっていくということがポイントになりますので、それができてから初めて持続可能な地域公共交通体系が確立できると。

ちょっと長くなりましたけれども、単に便を増便すれば、それから要望に応えるだけではできない。一方で、やはり運営する側も今、様々な課題を持ってやっていらっしゃると思いますので、先ほど町長が申し上げました自動運転であったり、人工知能の活用によって、より人を要せずに機械が人の代わりになると、それを安価に安全に運行するような、今まさにモビリ

ティー革命というのが起こりつつありますので、そういったものを注視しつつ、基山町内での持続可能な公共交通の確立を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

御説明ありがとうございます。

私は、まず先ほどおっしゃった、高齢者の移動手段の確保だけに限らず、町民の皆様の移動手段であるというふうに理解していただきたいというような答弁をいただいたんですが、導入の経緯と目的のところにもまず高齢者の移動手段の確保と書いてあったものですから、これについて進捗状況はいかがでしょうかとお聞きいたしました。ただ、私はそれに限らず、町民の皆様方の移動手段としてコミュニティバスが活躍してくれれば、本当にこれほどうれしいことはないのですけれども、でもお若い方たちはみんな大体マイカーですね。基山町民はほとんどマイカーじゃないと移動できないから、だから、そこはそんなに問題はないと思うんですよ。だから、そうであれば、それは結局免許をもともと持っていない方とか、それから御高齢で免許を返納した方とか、お買物手段で、基山町は高齢化が進んでいるとおっしゃっているので、私も感じておりますが、そういう方たちの移動手段がなくなったときの本当のかなめの大事な路線バスじゃないかと私は思っております。だから、ここについてはいろんな思いの違いはあるかと思いますが、やはりこれほどどちらかという、そういう方々が中央の市街地に出てくる、それから病院に通う、日々の生活のためのお買物をする、そういうのにはどうしてもなくてはならないものだというふうに私は理解をしております。

それから、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系の確立というふうにおっしゃって、経営の面もいろいろあるので——それはよく分かります。多少の不便は受け入れていただきたいというふうなお話も今していただきましたけれども、やっぱり基山町は2台のバスで動いております。幹線道路が大きな西鉄バス、それから4つのクローバー状に本桜線、長野線、宮浦線、園部線が走っております。大きい幹線道路以外のところを1台の小さなバスでぐるぐると毎日回っております。

例えば、ここの町役場とか、数えると、ここは1日に40本ほどバスが両方から乗り入れておりますね、1号車と2号車で。だから、意外に走っているように思うんですね。それで、駅前とかも20本以上走っておるんですね——40本入っておるのか。幸いなことに、私が住ん

でおるけやき台も1日十五、六本は入っております。だけれども、私がやはり気になるのは、それ以外の2号車、小さい基山タクシーが運転しているあのバスがこの4つの路線に、ほかの中山間地帯と、それから東部地区に日に4便しか行っていないと思う。これは果たして多少の不便というふうに捉えられるものなんだろうかと、そのところをちょっと私は疑問に思っております。

少し——これは町の移動手段ということで今おっしゃったものですから、ちょっと何か目的が乗車率アップのほうに非常に傾いていて、本当の意味での皆さんが御不便だからとか地域の皆さんのお声があったからというのはちょっとまた違うんじゃないのかなというふうには感じておりますが、そのところはいかがお考えでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

亀山定住促進課長。

**○定住促進課長（亀山博史君）**

先ほども申し上げました、まず地域公共交通を持続して安定して運行していくためには、当然乗車率というところにはこだわっていく必要があると思っております。おっしゃいますように、やはり1号車と2号車では性質が違いますので、公共交通の基本としましては、まず基山町でいくと、けやき台から長野方面、高島団地のところまでを1号車の主要幹線道路といたしますと、そこを1日に10往復程度運行させて、その路線にさえ出てくれば、次の目的地に行くことができるということで連携をするような路線を引いております。直接目的地に行けないという面では御不便かと思えますけれども、限られた予算の中で運行していくための知恵を出しながら、今ルートをつくっているところでございます。

それから、やはり乗車率ですね。2号車の本桜線というのはおっしゃるようが一番多いんですけども、多いといいましても、1便当たり平均2人というところで、これははっきり言って、私たちに返ってくる言葉になります。まだ努力が足りないというところでございますけれども、まだまだやはり潜在的に乗ってもいい、使いたい、利用したいという方に外出していただく、利用のための手段としてコミュニティバスを使っていただく必要があると思っております。やはり昔ほど、誰も乗っていないという状況は今はなくなってきつつあるんですけど、まだまだほかの路線については1人も乗っていないということもある時間帯がございますので、多い路線であっても、1便当たりでいうと、やはり二、三人しか乗っていないという状況は改善していきたいと思っておりますので、乗車率につきましては引き続きこ

わって改善をしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

今お話を伺うと、乗っていないところもあるしと。そういうので幹線のほうに出てくれば、いろんな移動ができるというふうなことを今おっしゃったんですけれども、まずいろんな方のお話を聞くと、例えば、頑張って朝、上のほうから出てきますね。それで、基山駅で幹線バスに乗り換えて病院まで行くとかは可能ですね。だけれども、帰ってくるバスがないと。そしたら、彼らは——彼女もそうですけど、タクシーとか、そういうので帰ってきたり、病院に行って、それが終わって、歩いて弥生が丘駅から基山駅まで戻ってくるんですね。本桜は確かに使う人が多いですね。なぜならば、あそこは新興住宅地だから核家族が多いから。ほかの路線は乗っていないところもあると。なぜ乗らない人がいるのかと。固定客ですけど、なぜ本桜からこれだけの人がいるのかと、そのことについて考えられたことはありますか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

なぜ乗らないのかというのを単純にアンケート調査等でお聞きしたら、必要としていないというのが第一だと思っております。乗られている方は当然、また車を持ち合わせていないであったり、いわゆる買物に行くのに乗せていっていただけの方がいないとか、そういう理由でコミュニティバスを使われているというふうに認識しております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

確かに、やっぱり必要としていないからというものもあるかと思えます。といいますのは、例えば、町全体を考えてみると、三ヶ敷のあたりですね、1区、2区、園部線、長野線、長野地区、それから宮浦、4区のあたりか、今度はこっちの城戸のほう、ここら辺は結構3世帯の家族が多いんですよ。だから、みんなお買物は娘さんたちが週末に一緒に行ってくれたりとか、それとか家族が毎日食料品とかを買ってくるんですね。だから、そんなに必要ないと。病院に行くのでも奥さんが合間を見て車で連れていってくれるからですね。だけれども、

新興団地、けやき台もそうです、それから本桜、神の浦あたりも高齢者の方が増えておりますね。ここら辺は核家族が多うございます。ということは、そういうふうに頼れる人がいないということですね。だから、人数は少なくても、本桜から乗ってくるんじゃないのかなというふうには私は思っております。あくまでもこれは推測ですから、ここはちょっと間違っていたら申し訳ないですけど。だけれども、なぜ乗らないかというのは私の推測でしかありません。ただ、これは不便だからです。だから、本当は乗りたいですよ。ちょこちょこ乗って町に出てきたい、そういうのがあるけれども、そこに合わない。朝早く便が出たら、帰るのは、本桜線だったら3時ぐらいですね、もうそこからはないですよ。だから、やっぱり不便だと私は思っておりますし、そういうお声を私はいただいております。このところについてはまたおいおいお話を聞かせていただきたいと思いますんですけども。

次の2番目の基山町公共交通活性化協議会と基山町公共交通会議の役割をお示しく下さいというところで両方の御説明をいただきました。これについて、ちょっと具体的に簡単にどういうふうに違うのかと、傍聴者の方に分かるようにお示しいただけたらありがたいんですが。

**○議長（品川義則君）**

亀山定住促進課長。

**○定住促進課長（亀山博史君）**

町長答弁の中では、より分かりやすいようにということで、細かいことは逆に申し上げられていないというところがございます。具体的になるかどうか分からないですけども、大きく違うのは、まず法律が違います。地域公共交通活性化協議会と地域公共交通会議、名前がよく似ているので、理解するまでに時間がかかられるというのは私も同じでした。

地域公共交通活性化協議会というものは、まず地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というもので定められている法定の協議会でございます。何をするかといいますと、簡単に言うと、地域公共交通の施策といいますか、どういったふうに地域で公共交通を回していくかという施策を考える機関でございます。対象は、基山町でいくと、公共交通のバスが地域公共交通の代表になっていますけれども、それに限らず、鉄道とかタクシーとか、いわゆる地域公共交通と言われるようなものを全て包括して審議をするというのが地域公共交通活性化協議会です。

一方で、地域公共交通会議、こちらは道路運送法という法律で定められている協議会でご

ございます。こちらにつきましては、対象は現在バス、タクシーというふうに定められておりました、基山町でいいましたら、地域公共交通のコミュニティバスのルートであったり、運賃、それからダイヤ、そういったものを話し合う、変更する際にこの会議にかけないといけないというような、大きな違いでいえば、そういった形になります。

**○議長（品川義則君）**

中村議員。

**○1番（中村絵理君）**

そうしましたら、簡単に——そのほかにも活性化協議会のほうは事業実施における補助金の受領とか、そういうのができるというふうなことも伺っておりますので、この2つの会議があつてこそ、2つの両輪があつてこそ、基山町の公共交通は成り立っているということによろしいでしょうか。

これを本当に私もずっと何なんだろう、何なんだろうと調べていろいろ調べておつたんですけども、やっぱりほかの自治体は意外とこういうのを町民の皆様にオープンにしている、ホームページとかで分かりやすく説明されているところも多々あるんですけども、本町はどうなっておるんやろうかと。結構分かりやすく説明していただければ、とても大事な情報だと思うんですね。これについてはいかがお考えでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

亀山定住促進課長。

**○定住促進課長（亀山博史君）**

地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会につきましては、それぞれ基山町独自のものではございません。法に基づきまして、各市町で定められております。根拠法令であったり、対象であったりというのはどこの市町も変わらないものでございますので、あえて基山町のホームページのほうではその協議会とは何ぞやというものは載せておりませんが、今御指摘のように、やはりより分かりやすく、どういった目的を持って活動しているのかというところを——会議の議事録等ですね、そういった結果とかは載せているんですけども、その前段のこの協議会は何なのかというのは今現在載せておりませんので、すぐに皆様に分かりやすく作ってホームページ等に掲載したいというふうに思います。

**○議長（品川義則君）**

中村議員。



○1番（中村絵理君）

どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、次にお聞きたいことは、この両方の会議のメンバーの皆様、構成員といったほうがよろしいのでしょうか、この選抜の基準と任命者はどちらさんなんやろうかと。こちらのほうをちょっとお尋ねしたいのですが、お願ひします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

各協議会ですね、メンバーは兼ねて——2つの協議会は今、同日に開催しておりますので、基本的に同じメンバーで開催をさせていただいているところでございます。市町村長が必ず入るようになっておりますので、町長以下、公共交通事業者を入れると。あとは道路管理者等ですね。交安関係ということで警察等もメンバーとして入れております。やはり地元住民の声を聞くということで、区長会に推薦をいただいて、区長会からも参加をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

そうですね。私もこちらのほうの会議録をちょっと拝見させていただきまして、地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会は確かに同じメンバーの皆様が参加していただいております。

ちょっと私が——今おっしゃったような、地域の代表者として区長会から2名ほど選抜でこの会議に参加をさせていただいているということを伺いましたけれども、ちょっと移動に困難だなど、困っているなという人たちの実情を把握し、この会議に反映できる構成員の方はここの会議には携わっているのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

先ほど申し上げました区長会というのは、何もその区のことだけではなくて、やはり区長会を代表して参加をさせていただいております。基山町の行政区全般の意見を申し上げてい

ただくということで考えておりますので、そういったところで住民代表としての役割を果たしていただいています。また、福祉関係であれば、社会福祉協議会であったり、民生委員に参加をしていただいておりますので、各方面から、その立場だけではなく、いろんな知見からの検討をしていただきたいというふうに考えていますので、そのような構成メンバーで協議会を開催しております。

**○議長（品川義則君）**

中村議員。

**○1番（中村絵理君）**

いろいろな区からもいらしていると。だから、別に行政区にこだわるといふか、こだわっているのはこだわっているんですけども、区長会の代表、基山町全般の意見を聴くと、そのためにこちらの方たちをお願いしているということですけども、そうですね、9区とか11区から代表の方がお越しにいただいている、民生委員の方の代表も8区とか6区とかいらしていらっしゃるんですけど、ただ、区長さんたちを除けば、ここの方々は大体皆様車の移動が可能ですね。だから、コミュニティバスに関してどのような意見を吸い上げてこられているのかというのは私にはちょっとよく分からないんですが。

それと、9区と11区、ここは幹線道路が走っているところですね。意外に利便性があるって便利ですね。本当に基山町全般の皆様の区長さんたちの御意見を吸い上げていらっしゃるというのであれば、私としてはもうちょっとほかにありますよね。道路運送法施行規則第9条、住民代表、利用者代表、その他必要と認められた者はメンバーになれると。だから、基山町の場合は山が迫っていて、意外に地形が特殊なので、市街地がすごく少ないですね。でも、今このメンバーを見ると、若干の方を除いては市街地に近い方たちが集まっていますので、果たして全部の意見を吸い上げてここにお越しにいただいているのかというのは私はちょっと疑問に思っているところがございます。

それはそれでよろしいんですけども——というか、本当はよろしくないですけど、できれば、そういう地区からも直接の町民の皆様の声を吸い上げてきて、ここでほかの代表の方と一緒にどこがどう困っているんだとか、もうちょっとここは何とかならんのかとか、何かそんなお話ができるような場所があったらいいなというふうに思っております。これはまた後ほどお答えをしていただくことになると思うんですが。

次に、3番目のコミュニティバス導入後からの改良点及びその成果をお示しく下さいとい

うことで、大きな改良点をたくさん出していただいで本当に助かっていると思います。けれども、これで全て利用促進に確実に繋がっているとは思いますが、前年に比べてどのくらいの利用促進があったのか、具体的な数字というのはありますでしょうか、もしお分かりであれば、教えていただきたい。

**○議長（品川義則君）**

亀山定住促進課長。

**○定住促進課長（亀山博史君）**

コミュニティバスの利用実績でお答えさせていただきます。

昨今、新型コロナの影響で利用率が少し下がっているところではございますけれども、昨年度まで5年間でいいますと、平成27年度の1日当たりの利用者数は73人でございました。次の年、平成28年が1日当たり90名まで増えました。平成29年は少し減りまして84人になったと。そして、平成30年が88人、平成31年、令和元年が91人ということで、一応目標にしております1日平均90名前後ですけれども、そういったものは達成、維持、それから少し上積みということで成果が上がっているものと思っております。

**○議長（品川義則君）**

中村議員。

**○1番（中村絵理君）**

本当に努力をされていると私は思っております。

しかしながら、ちょっと幾つかまたお尋ねしたいことがあるんですけれども、こちらは今直近の、今年7月に公共交通活性化協議会の事業報告とか、それから今後、令和3年度に向けての改善計画などの説明なんかも会議で行われておったと思うんです。その中で、ちょっと会議録も拝見させていただいたんですが、まず協議会の中では事業報告として、令和元年度の決算とか町の負担金とかのこと、それから免許の自主返納者の方々に対する支援とか、そこら辺もなさっているということですね。それから、おすすめルートを周知していただく方法とかホームページ、冊子とかですね。あと出前講座を利用して、特に免許を返される自主返納者の方の割引サービスとかの説明が多かったと、そういうことをされたということで大変御苦労なさっていると思います。

ただ、ちょっとここでお尋ねしたいのは、自主返納者に対する支援というのは、令和元年度はどういうことをやっていらっしゃったのか、ちょっと御説明をお願いしてよろしいです

か。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

コミュニティバス、地域公共交通施策としての自主返納者に対する支援ということでお答えをさせていただきます。

まず、平成30年1月から令和2年9月まで、通常、千円で11枚つづりの回数券を割引して販売をしており、自主返納をされた方には千円で11枚つづりの切符を2つづり、千円で22回分利用できる券を販売しておりました。ただ、令和2年10月から地域公共交通活性化協議会等でも議論をしまして、さらに支援を拡充するというので、今年10月からですけれども、自主返納者は無料でコミュニティバスに乗車することができるということで支援を拡大しておりまして、現在もそのように無料で自主返納の方は乗られるということで運営しております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

自主返納者の話は、まずは交通安全で高齢者が少しでも自主返納してもらおうという目的で公共交通を逆に利用させてもらっているだけなので、公共交通のほうからの話ではないので、そこはそういうことで御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

その旨了解いたしました。

先ほどおっしゃった、今までは千円で11枚つづりを2つづりなので22回分、自主返納してもらうためにですね。なるべくそれを推進するためということでもございましたけれども、まず今おっしゃった、免許自主返納者の利用が取りあえず10月から無料になったと。ここでちょっと住民課長にお尋ねしたいんですけれども、免許の自主返納者の方は今何名ほどいらっしゃるのでしょうか。あと人数とか、行政区の区別とか、男女別での人数とかが分かれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

令和2年4月から65歳以上の方の運転免許証の自主返納の受付を開始しておりますけれども、11月末現在の数字を申し上げます。全体で75人。男女別の人数ですけれども、男性34人、女性41人。それから、各区ごとの人数を申し上げます。1区が8人、2区が2人、3区が5人、4区が3人、5区が1人、6区が4人、7区が6人、8区が1人、9区が9人、10区が6人、11区が10人、12区が6人、13区が4人、14区が2人、15区が4人、16区が2人、17区が2人となっている状況でございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ここでちょっと私が気になったのは、75名の方が基山町で免許を返納なさると。こういう窓口がこの町にあることは本当に優しい配慮だと私は思っています。だけど、ちょっと気になっておるのは、この人たちは返納できる背景があるから、誰かが側におるんですね、だから返納できるんですよ。でも、私は町なかを車で運転していると、依然として高齢者の方の自家用車の運転は物すごく多いですね。ちなみに、すみません、うちの後援会長も93歳で車は手放さんと言っておりますけれども。買物に行けんもんと言いなさるけんですね。

これは、例えば、期限なしの無料とした場合に——もうしておるんですけど、今までいろんなバスを御利用いただいております御高齢の方とか、要は女性が方が多いはずなんですよ、買物に行かにかいから。この方たちはどうなるとやろうかと。この人たちはお金を払い続けて、でも免許を返納したら——すみません、もう一つ聞いていいですか。バスに乗車するときは何かパスポートみたいなものが必要になるんですかね。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

免許返納されたときに免許証を返納したという証明書が発行されますので、そちらをバス車内で掲示をしていただくことで無料とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

その旨了解いたしました。

だけれども、もともと免許を持っていなくて、私が免許を持っていたら、免許を返納すれば、その証明書を見せればコミュニティバスは無料で乗れるですね。けれど、意外に昔の方は旦那様が代表で車を運転して一家で1台、奥様は免許を持っていないという方が多いですね。こういう方たちが今多分いろいろこのコミュニティバスに期待を寄せているんだと思うんですけど、この方たちはお金を払わにゃいかんのでしょうか。これで何かちょっと平等性が保てるのかと。多分これを聞いたら——毎日毎日、1日平均三十何人乗ってくるじゃないですか。その方たちはもともとお金をお支払いいただいております。だけれども、免許自主返納者の利用が10月から無料となったということは、その方たちは生きておる限り延々と無料なんですよね。そこに私はちょっと疑問点があつてですね。これは多分皆さん御存じになったら、ちょっと待ってと。私がもしそうであつたとしたら、ちょっと待って、私は免許ば持つとらんばつてん、金ば払わにゃいかんとねとなるんじゃないかと。例えば、もし免許を返納した方の配偶者の方とかが介添えとかと一緒に連れ立って乗ってきたとしたら、その方は払わにゃいかんのでしょうか——ですね。俺がいつも車に母ちゃんば乗せていきよつたばつてん、俺が免許を返納したけん、母ちゃんば連れていかにゃと言つても、いや、あなたは奥さんじゃけん、払ってくださいと言われたら、ちょっとこれも何か微妙に——微妙じゃなくて、これはとても疑問が残る。なので、これについていかがお考え——いかがじゃなくて、できれば、どこかで線引きをしていただいて、何かそういう対策は取れんのかと、ちょっとそこら辺のことについて御答弁を求めてもよかですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

さっき私がそう言われるだろうと思つてお答えしているんです。逆に、コミュニティバスの担当課のほうは、むしろ、平等性とかの議論をいっぱい考えるんですけど、私のほうが今回はとにかくまず免許証の自主返納を進めるということを第一の目的にして、それが交通安全だということで、そこが少しでも進む方法をということで今回やっておりますので、その平等、不平等性をいうと何もできなくなりますので、そういう意味で、先ほど最初にその

話をさせていただいたつもりだったんですけれどもね。だから、逆に亀山定住促進課長にそのような話をされても、亀山定住促進課長も非常に困るんじゃないかというふうに思います。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それならば、すみません。

でも町長はそういうふうなお考えでこれを無料にしようと思われたと思うんですけど、受け取る側としたら、それはなかなか通用せんのではないやろうかと。受け取る側、今乗っておる方たちですね。そこら辺について、不平等性、平等性は抜きにしても、どうなんやろうかというふうに私は思っております。ここは何らかの形を取らないと、これが皆さん御存じになったら、絶対に何かしら、それはそがんばってん、そぎゃん町長はおっしゃったばってんとなるんじゃないかと私はここを危惧しております。本当にこういうところは赤字覚悟の福祉の分野だと私は思っているのです。

もう一つ、今年9月に基山町民の満足度調査というのが上がってきておりまして、この間、御報告がありました。こういう冊子ですね、速報版というやつ。これを私は読ませていただいたら、回答された方たち、2,500人ぐらいにランダムにアンケートを送って回答してもらったと。この中に回答者の年齢ベストスリー、1位、70歳代、2位、60歳代、3位、80歳以上、これの男女の区別が大体男性が4割、女性が6割回答しております。回答者の家族構成のベストスリー、1位、夫婦だけ、2位、一人暮らし、3位、夫婦と子どもとあります。担当課長に聞かなくても、これは誰でも読んで分かると思うんですけど、まず私は自分の耳に優しいことよりも、その反対のほうが意味があるし、それを大事にして考えていくほうが次のステップに移れるというふうに思っている人間です。

まず、基山が住みにくい、できれば町外に行きたい理由、第1位、車が必要だ、交通が不便だ。基山の町づくりについて、交通基盤整備不満度上昇第1位、交通基盤整備の不満度が上昇しております。それから、日常の買物、これは誰が行くんですかというのがあったら、自分で行くが約90%、あとは親族に頼んだり、宅配を頼むと。日常の買物で困っていること、現在は困っていないが、10年後は困難になるという不安を持った方が増えております。ここにおのおのの行政区の区別ができれば、もっと詳しいことが出てくるはずなんですね。やっぱり困っている人の悩み、約50%、自分で買物ができる範囲に店舗がない、近くの店舗の商

品の種類が少ない、これが43%、タクシーか、ほかの人に依頼しなければ、交通手段がない、約30%、自分では買物に行けない、付添いが必要なので、ほかの人に依頼しなければならない、16%、自分一人で行けないから、結構皆さん困っていらっしやいますね。何で困っておるのか、これを見たら一目瞭然ですね。車でなきゃ移動できない、交通が不便だということです。

お年寄りの皆様は病院にも行かにやいかんのです。だから、大体病院に行くとなると、私なんかも母がおりますけれども、自分の時間をひたすらこじ開けて母を病院に連れていくんですね。多分どこでもお嫁さんがやったりとか奥さんがやったりとかしておるんですよ。だから、こういうことは物すごく時間がかかるし、頼む人たちもすごく悪いと思っているんですね、ごめんね、あなたたちにそぎゃんな迷惑をかけるとやったら、早う死んだほうがよかと言いなさるでもんね。いや、あなたよりも私のほうが早う死ぬかもしれんと言ってやります。

目的の多くは、やっぱり遊びとか観光とかじゃなくて、今現在、ライフラインとしての日常の買物で使われておるんですよ。だから、基山町には絶対私は中心市街地と中心から離れた地域を結ぶ便利な交通網が必要だと、絶対にこれは要るんだというふうに考えておりました、町長も先ほどデマンドタクシーとか、そういう案も出していただきましたけれども、これは本当に大事なことと思っております。

最後に、基山町公共交通における今後の課題及び将来の展望を示せということで、今後の課題、10年間で高齢者の割合が増加するから、運転に不安を持つ高齢者が自家用車に依存しなくても生活ができる環境を整備したいのだと、しなければならないと。それから、将来の展望として、既に複数の地域公共交通があるから、さらなる需要の創出や拡大と、効率性の高い地域内交通ネットワークの維持が可能となるというような御答弁をいただきました。

既に執行部の皆様は御存じだと思うんですけども、国土交通省から令和2年6月に一応公布された持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律、これが出ております。この法律というのは私もちょっと読ませていただいたんですけど、亀山定住促進課長、よかったら、何でこの法律ができたのか、2回の改正を経て今どうなってきたのかというのを、すみません、時間がまた詰まってきたので、簡単に傍聴者の方に分かるように御説明をお願いいたします。



○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今、申されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、これは通称地域公共交通活性化再生法という言い方をいいます。今12月ですけれども、まさに何日か前の11月27日に法施行されたばかりの地域公共交通活性化再生法の一部を改正する法律ということで、簡単に申し上げますと、まずこの前段となります再生法ですね、平成19年に制定をされております。その当時、なぜこの法律が必要かといいますと、市町村が主体となって地域公共交通を盛り上げていかないといけないというのが言われたのがこの年になります。実は公共交通といいながら、日本の公共交通は民間企業に依存しているというのが性質としてありましたので、今でも公共交通といいながら、民間がその役割を担っているということで、その辺にやはり自治体が公共インフラの維持のために関与していくべきだということで制定されたのが平成19年でございます。

一度目の改正が平成26年でございます。こちらは町づくりと連携した地域公共交通をやるべきだと。今までは公共交通の存続、極端にいうと、経営のことだけ考えると。それをコンパクト・プラス・ネットワークという考え方に基づいて、やはり地域公共交通を地域で回していくために法改正がされて、このときに地域公共交通網形成計画というものを法定計画として規定がされております。現在、佐賀県においてこの地域公共交通網形成計画をつくっております。その傘の下に基山町も入っているということでございます。

今回、令和2年の改正でございます。こちらは地域公共交通網形成計画を今度は地域公共交通計画というふうに計画そのものを改めまして、今回は地方公共団体にこの作成を努力義務として課せられております。当初予算のほうでまた御説明をさせていただきます。来年度から地域公共交通計画を活性協議会の中でつくっていく形になりますので、そういった形で国のほうが法改正をしております。今回の法改正の目玉は、今までのコンパクト・プラス・ネットワーク、町づくりの一環としての地域公共交通プラス地域における輸送資源の総動員というところでございます。地域公共交通というのは、実は定義が年とともに変わっております。今、広い意味ではレンタル自転車、基山町も「キマチャリ」というのがあります。あれも地域公共交通の定義。ある自治体では、電動キックボードとかも実証実験としてやっている、それも地域公共交通だと。いろんなものでシェアできるもの、それを地域公共交通

というふうに位置づけています。買物バスもそうですね。今、基山町のサンエーがやっていらっしゃる買物バス、これも今からは広い意味で地域公共交通というふうに、いわゆる基山町内で今動いている公共交通全てを計画の中に盛り込んで自治体の交通計画を立ててくださいというのが今回の法改正の趣旨でございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

了解いたしました。ありがとうございます。

というわけで、結局、今まではコミュニティバスとか、そこら辺までしかできなかったところがもっと広い意味で、例えば、スクールバスを使ったりとか、それからスーパーの移動のを使ったりとか、病院のそういうのも使えると、総動員で、みんなで地域で助け合おうよというのはこれでオーケーが出たわけですよ。ということは、これは当然やろうと今おっしゃっているのも、それについてはとてもうれしく思いますね。これは立地適正化計画と非常に密接に関わっている問題ですね。多極ネットワーク型のコンパクトシティ。でも立地適正化計画にもそれなりの経費補助というのがあると思うんですけど、これにもついておるんですかね。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

補助とかですか。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

何かの経費補助とか、そういうのは。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

公共交通計画を定めた場合は、それ単体で独自の、例えば、交通インフラを整備する場合であったり、そういった補助はございます。また、立地適正化計画はもちろんこの計画と密

接に関係してまいりますので、立地適正化計画の中のメニューとしても公共交通等を整備する場合の補助とかのメニューはございますので、そこは双方、補助のメニューが用意されております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

基山町は単体でコンパクトシティの認定を受けておりますね。これはほかの大きな市町村合併とは種類が全然異なっております。もともとがコンパクトな町なので、様々な調整がそんなにほかの大きいところとは——自分たちでやられるじゃないですか。だから、この公共交通網さえ整えれば、すばらしい町になると思うんですよ。このところをぜひ力を入れていただきたくて。その件についていかがお考えですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今まさにおっしゃいましたとおり、コンパクトな町であるからこそ、そういった意思決定から実相といいますけど、社会インフラとして機能する時間軸は短く済むかもしれません。ただ一方で、立地適正化計画を今後進めていくに当たって、やはり経済活動、経済圏が担保されなければ、さすがに地域公共交通を担う事業者もやはりそこが経済圏、商圈として合わなければ撤退を余儀なくされるという事実もありますので、これはまさに地域公共交通と立地適正化政策が両輪として、地域経済をしっかりと支えていかないと肝心な、人は動けても、行った先に物を買う場所がないという事態にならないように、これは両輪で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ぜひここは皆様の腕の見せどころなので、よろしく願いいたします。

あとこちらをどのくらいの計画で——20年ぐらいかかるんですか。すみません、時間がまた詰まってしまって——それを一つお聞きしたいのと、それから、やっぱり今現実にこれをすごい長期でやっていくと、20年ぐらいたつと私が80歳代ですから、今困っている人たちは

この世からいないから、そこのところをちょっと何とか考えてくれんかなというところで町長のおっしゃったデマンドタクシーとか、そういうのが出てくる可能性があると思うんですけれども。

今後、やっぱり皆さんの力を結集して、地元スーパーや病院とか、いろんなところもあるから、こういうところをぜひ固めていただきたいと思っておりますし、また、この立地適正化計画も地域公共交通計画も全てはそれぞれの自治体に最終的には任されておりますね。ですので、自治体中心に計画を立てられるのか、本当に町民の皆様方の幸福度を追求するためにこの計画を立てられるのか、そして実行されるのかというのは皆様にかかっております。ですので、ぜひ私としましては、住民の幸福度を追求した計画の実行が、実施が行われるんだということに期待いたしまして、願ってやまなくて、本当に何とか助けてやってほしいと、そこのところを強くお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

**○議長（品川義則君）**

以上で中村絵理議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会とします。

～午後２時８分 散会～